

このため、保険収支の均衡するように別途再保険料率の引き下げを明年度に行なうこととしたしておりますが、すでに生じた剰余金につきましても、国の再保険経営上必要な準備金二十億円を留保した残額である十二億円を漁船保険組合の中央の指導団体である漁船保険中央会に交付金として交付し、農林大臣の監督の下に漁船保険の振興に資する事業に対する指導、助成等を行なわせ、漁船保険事業の健全な発達をはかってまいりたいと考えているのであります。

今回の改正において、これに關しまして必要な規定を新たに設けることとしたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。何とぞ、慎重に御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(山崎齊君) 和田農政局長。

○政府委員(和田正明君) では、ただいま提案になりました北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案につきましても、提案理由の補足説明を申し上げます。

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の目的は、提案理由で御説明申し上げたとおりであります。この法律によって営農改善資金の貸し付けを受けようとする農業者は、同法第六条第一項の規定によりまして、営農改善計画を作成してその貸し付け資格について北海道知事の認定を受けなければなりません。

認定の申請の期限は同条第三項の規定により本年三月三十一日とされております。また、貸し付け金の償還期間は二十年以内、据え置き期間は五年とされております。本改正法案は、この認定申請の期限をさらに二カ年延長するとともに、償還期間と据え置き期間につきまして所要の改正をしようとするものであります。

昭和三十四年にこの法律が施行されましたから、同法第二条の規定に基づき寒冷地畑作振興地域を二十二地域指定いたしました。この地域内については、道を通じまして、地域ごとに営農条件に応ずる営

農方式例を作成させて地域内農業者に対し営農改善計画の作成について指導してまいりました。さらに、この計画を実行するために必要な営農改善資金の貸し付けを受けようとする者に對しては貸し付け資格につき北海道知事の認定を実施し、農林漁業金融公庫から長期低利資金の融通を行なう等営農改善計画の達成に必要な措置を講じ、これに要する助成及び指導を行なつてまいりました。

営農改善資金の貸し付けにつきましては、昭和三十四年度から昭和三十八年度までに六千七百八十七戸の認定を行なったのであります。なお昭和三十九年度以降認定を希望する農家が約五千戸残っていましたため、第四十六回国会において資格認定の申請期限を二カ年間延長して昭和四十一年三月三十一日といたしました。

しかしながら、昭和三十九年度には全道的大な冷害のため、農家が当面の経済再建に追われ、営農改善計画を樹立する余裕がなく、認定戸数は激減して四百二十一戸となり、昭和四十年年度においても二百五十戸程度と予測され、法改正当時予定した計画を相当程度下回る見込みであり、なお昭和四十一年度以降に認定を希望する農家は約三千百戸と見込まれる状況であります。したがって、これらの事情を考慮して資格認定の申請の期限をさらに二カ年延長して昭和四十三年三月三十一日とすることとした次第であります。

また、償還期間の延長につきましては、農林漁業金融公庫の融資する農地、牧野の改良造成に必要な資金の償還期間がすでに二十五年以内とされていることにかんがみ、この際貸し付け金の償還期間を五カ年延長して二十五年以内とするにとともに、据え置き期間につきまして現行の五年を六年以内として同一農家に對し三カ年にわたつて分割して貸し付けた資金の償還が同一時期に開始できるようにし、借り入れ者の償還が容易となるよう改めることとした次第であります。

このほか、この法律による営農改善資金の運用の改善をはかることとし、法を適用すべき対象農

業者につき農業所得現行四十万円程度以下として、これを六十万円程度以下とし、営農改善の所得目標につき現行五十万円ないし六十万円として、これを八十万円とし、一戸当たりの貸し付け金の最高限度につき現行百万円として、これを二百五十万円とするにとともに、貸し付け対象施設の範囲の拡大、畜産経営拡大資金の活用等所要の改善措置を講ずることとしております。

なお、この改正法の施行は、公布の日から起しして行ないます。

○委員長(山崎齊君) それでは水産庁長官。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 漁船損害補償法の一部を改正する法律案につきましても補足して御説明申し上げます。

この法律案を提案する理由につきましては、すでに提案理由説明において申し述べましたのでここでは省略することといたしまして、以下この法律案の主要な内容を御説明申し上げます。

第一に、満期保険制度の充実をはかったこととあります。

その第一点は、満期保険の損害保険料率を調整したことであります。

漁船損害補償法では、商法の規定を準用いたしまして、保険金額の保険価額に対する割合により、損害のてん補をいたしておりますが、満期保険は、保険期間中保険価額を不変更といたしておりますので、第二年度以降におきましては、全損以外の場合に、普通損害保険に比べ、損害てん補の上におきまして若干不利になる点が出てまいります。このため、第二年度以降におきましては、満期保険の損害保険料率に一定の割引率を乗じまして損害てん補上の不利な点を補うことといたしました。

第二点は、満期保険に加入している漁船が全損し、または委付された場合でも、積み立て保険料の払い戻しを行なうこととしたことであります。現行の満期保険制度におきましては、保険期間中途において漁船が全損し、または委付されたときは、それまでに積み立てた積み立て保険料が掛

け捨てになり、これが漁業者の加入意欲を阻害している傾向がありましたので、このたび保険設計を改めることにより、新たに、全損し、または委付された場合でも、積み立て保険料の一部を払い戻すことができる規定を設けました。

第二に、国の漁船再保険特別会計に生じた剰余金の活用を図つたことであります。

さきに提案理由説明において申し述べましたように、政府は、昭和四十一年度におきまして、漁船再保険特別会計に生じた剰余金三十二億円のうち、再保険の経営に必要な準備金二十億円を留保した残額である十二億円を漁船保険中央会に交付し、漁船保険事業の健全な発達をはかってまいりたいと考えているのであります。

このため、現在の漁船保険中央会の事業に新たに漁船保険の振興に資する事業に対する助成事業を加え、漁船保険中央会の事業の強化をはかることといたしました。

また、交付金にかかる経理につきましては、特別の勘定を設け、他の経理と区分し、交付金にかかる収入、支出及び財産の状況を明らかにして整理しますとともに、その勘定にかかる事業につきましては、予算の認可、決算書の承認等の農林大臣の監督規定を設けることにより交付金の適切な使途がはかられるようにいたしております。

なお、政府が漁船保険中央会に交付金を交付するにあたっては、漁船再保険特別会計法の改正を必要としますので、これに伴う所要の改正規定を附則に設けることといたしております。

以上をもちまして、この法律案の提案理由の補足説明といたします。

続いて資料につきまして御説明いたします。冊子が二つございまして、一つは、漁船損害補償法の一部を改正する法律案関係資料というものが縦書きのでございます。もう一つは、見出しが横書きの、漁船損害補償法の一部を改正する法律案資料で、縦書きのほうは、法律案、先ほど大臣から御説明申しました提案理由、補足説明、法律案要綱、法律案の新旧対照表、それから漁船損害補償

法の一部を改正する法律案の参照案文。

それから横書きのほうは、漁船損害補償法の背景でございまして、見出しについて申上げますと、現行漁船損害補償制度の概要、それから漁船普通保険の最近の三カ年の実績、それから満期保険加入の状況、それから普通保険勘定損益の経過、それから漁船保険中央会の組織、漁船保険の組合の全国の一覧表を付してございまして、内容について簡単に御説明いたしますと、一ページは、この制度の趣旨でございまして、法律の趣旨でございまして、昭和二十七年にできまして、漁船につき、不慮の事故によって生じた損害の復旧と、適期における更新とを容易にして、漁業経営の安定に資することを目的とする法律であること

を明らかにいたしております。

第二は、漁船保険組合の構成、それから種類、それから組合員、組合の運営の規定につきまして説明をいたしております。組合の種類につきましては、地域組合と業態別の組合がございまして、その数は三ページにございまして、地域組合は四十六組合、業態別組合は七組合、全体で五十三組合という形に相なっております。

それから五ページの第三、漁船保険のことは、保険の仕組みについてございまして、通則といたしまして、これは相互保険であるということ、その次に、加入資格漁船の規定、それから保険金額に關します規定、それから保険料率に關します規定、それから支払い保険金、損害てん補の範囲という点につきまして詳細に書き添えておきました。

それから八ページにまいりまして、漁船保険の種類でございまして、これは八ページの(1)にございまして普通損害保険というものと、一ページにございまして満期保険、それから一二ページにございまして特殊保険の三種類からなっておりますことをしるしまして、それぞれにつきまして仕組み及び規定をわかりやすく書いたつもりでござい

それから一三ページは、保険料の国庫負担等

ございまして、国庫負担の対象になる船はどういうものかというのが(1)でございまして、一四ページで、国庫負担の額はどのくらいにして行なわれているか。それから一五ページでは、そういう保険料に關します国庫負担のほか、事業に對します補助金に關することが書いてございまして、

一六ページは、政府が行ないますところの再保険の關係につきまして、政府は、先ほど申しました漁船保険組合がその組合員に對して負う保険金の支払い責任を再保険する旨の百十四條の關係におきまして、政府の再保険の仕組みを書いてございまして、これに關連いたしまして、漁船再保険審査會に關すること及び漁船再保険特別會計に關することを書いてございまして、

第六は、漁船保険中央会の構成、任務について書いてございまして、

それから以下は数字でございまして、一九ページは、普通保険の最近の三カ年の実績でございまして、三十九年は、番下に書いてございまして、わが国におきまして在籍漁船数は三十七万七千隻でございまして、この保険に加入しておりますのはその次の欄の十三万三千隻で、保険の加入率は三五%、保険額は二千五百五十億に及び、保険金額は千六百五十三億に及んでおります。保険料に對する国庫負担額は八億二千二百万円に相なっております。事故の大家を申しますと、三十九年では三万三千件の事故がございまして、損害額が四十億、支払い保険金額が三十三億、支払い再保険金が二十九億六千七百五十万円、こういう事態にございまして、

その次は、満期保険でございまして、満期保険は、加入の実態が悪いので今回の改正をいたしましたわけにございまして、その実情について申しますと、単年度加入の状況では、上欄の三十九年度の欄でございまして、おわかりのとおり、三十七万隻に對して三十九年単年度では六百八十七隻の加入でございまして、累積で三十九年度末の実情は、その下の欄で三千七百隻が加入の状態でございまして、保険金額は約十億、こういう形になっております。

その次は、普通保険の損益の關係でございまして、一番右の欄にございまして、各年におきます損益の累積でございまして、三十九年度末におきまして、次年度繰り越し損益が三十二億五千三百万円に相なっております。この中の一部を書き出すというわけにございまして、

二、三ページは、漁船保険中央会の組織、事業の範圍、それから役員、収支の状況でございまして、

最後の第六は、全国におきます届出の保険組合の一覧を書いてございまして、

なお資料の不足の点は、御要望によって今後提出することになります。

以上で、説明を終わります。

○委員長(山崎齊君) 和田農政局長。

○政府委員(和田正明君) ただいまお手元にお配りをしていたしました三枚とこの資料について御説明をさせていただきます。

一枚目にございまして、この法律に基きます資金融通についての実施の状況でございまして、(注)にもちよつと書いてございまして、昭和三十三年度は要綱で実施をいたしまして、昭和三十四年度から法律になりましたわけでございまして、毎年度の表にございまして、戸数について、営農計画を立て、これに認定をいたしまして、農林漁業金融公庫から金の貸し付けをしてまいりましたわけでございまして、先ほど提案理由の御説明でも申し上げましたように、三十八年度で一応期限が切れまして、なお約五千戸ほどの貸し付け希望者がいるというところで、当時二カ年の延長措置について法案の御審議をいただき、二カ年間延長して今年度の年度末までということにいたしましたわけでございまして、四十年度は先ほどもちよつと申しましたように、まだ終了いたしませんものではございまして、二百五十戸程度が計画認定に達する予定になっております。概況は大体そういうこととでございまして、

ておりますので、農林漁業金融公庫の他の資金の利率、償還条件、据え置き期間等を一覧表にして比較ができましたようにしたものでございまして、特別御説明をすることはございません。

それから三枚目は、今度の改正法案の提出にあたりまして、今後手直しをしてまいりたいと考えておりますこの資金の内容の現行と、改正後の比較でございまして、一番最初に、営農改善の目標でございまして、改善計画を立てます場合に、現行では農業者所得がおおむね五十万ないし六十万円程度になるような目標を前提として、営農改善計画を立てておるわけでございまして、実情にそぐいませんので、改正後はそれをおおむね八十万円程度というふうに目標金額を上げたいというところでございまして、

それから二番目は、法律を適用して資金の貸し付けをいたします対象農家を、現在の資金では農業者所得がおおむね四十万円程度、粗収入でおおむね七十万円程度以下の農家について営農指導をし、資金の貸し付けをするわけでございまして、それを今回の改正後は、おおむね六十万円程度以下というふうに対象農家の範圍を拡大してまいりたい。それから三が、貸し付け対象の種目でございまして、このマル寒資金は、土地改良と、それから主務大臣指定施設と二つからなっているセット融資でございまして、そのうちの主務大臣指定施設が畜舎、サイロ等、現在、七種目でございまして、十二種目追加して、貸し付け対象になります指定施設の範圍を拡大をいたしたい。

それから貸し付け条件でございまして、償還期間につきましては、提案理由でも申し上げましたとおり、現在二十年以内でございまして、二十五以内というふうに五年間延長いたし、さらに据え置き期間は現在五年以内でございまして、いままで貸し付けは大体三年にわたって貸し付けを受けておりましたが、その貸し付けを受けた時期に對して、五年の据え置き期間がございまして、償還の開始時期が三回にはばら分かれておったわけでございまして、それを今度六年以内と改

めまして、三回に分けて借りることに交わりがないといたしても、償還はそのいずれをも合計をして、七年目から一本で償還計画が立ちますように、改正をいたしたいというふうに考えております。

それから一戸当たりの貸し付け金の最高限度は、現在他は他の公庫資金を合計をいたしまして、百万円ということになっておりますが、それを今回、この法律による資金だけで二百五十万円までとし、その他の資金は、これとは別ワケということで処理をいたしてまいります。

第五が、畜産経営拡大資金につきましては、現行の資金では、マル寒資金の貸し付けを受けるときには、畜産経営拡大資金の貸し付けが受けられないというふうになっておりましたのを、改正後は、この畜産経営拡大資金のうち、牛の導入部門につきましては、この資金を借りた者にも貸し付けが受けられるようにいたしたいということでございます。

以上が、大体、今後の、この法律の施行後に改正を予定している内容でございますが、そのうち、四の貸し付け条件の(1)にございます償還期間と据え置き期間とは法律事項でございますが、その他の事項は、従前から運用で、次官通牒で処置をされてきております事項でございますので、法律の公布と同時に、このような内容に運用を改めてまいりたいというふうに考えている次第でございます。以上で、資料の説明を終わります。

○委員長(山崎亨君) 次に、北海道寒冷地畑作営農改善資金臨時措置法の一部を改正する法律案について質疑を行ないます。

質疑のある方は、順次御発言を願います。
○川村清一君 北海道寒冷地畑作営農改善資金臨時措置法、いわゆるマル寒資金法の一部改正案について、これから審議するわけでありまして、この法律は昭和三十四年に制定せられて、その後、昭和三十九年に、法の一部改正が行なわれ、さらに今回、また改正案が提案されるという、ず

いぶん長い経過を経て今日に至っているわけでありまして、今回改正されます趣旨につきましては、ただいま農林大臣から御説明があり、さらに政府委員から補足説明があった次第でございますけれども、大体了解されましたが、昭和三十四年に制定されてから今日まで七十年の長きにわたって運用せられておるわけでありまして、

そこで、まず最初に、補足説明で大筋の説明がございましたけれども、これに加えて、この法律が今日まで運用されました実績なり、また、その効果なりというものにつきまして、もう少し具体的に御説明を願いたいと思うわけであります。

○政府委員(和田正明君) 運用の実績につきましては、お配りをいたしました資料でござんをいたします以外に、特別御説明申し上げることもないでございますが、当初予定をいたしました、特に三十九年に二カ年延長をいたしましたときの予定戸数が約五千戸あると申し上げましたが、それが著しく減りました点につきましては、提案理由の御説明の中でも申し上げたとおり、相当、三十九年の大冷害による農家の経済再建というふうなことが一つの大きな障害であったと思えますが、そのほかにも資金ワケでございますとか、その他いろいろな点で問題があったと考えましたので、今回資金のワケを広げましたり、償還期限を延長いたしましたりいたしまして、借り受けます農家の便宜をはかってまいりたいというふうに考えたわけでございます。

それから、この資金の行政効果でございますが、御承知のように、五年間据え置き期間がございまして、必ずしもまだ完全な償還期間に入っておりませんこと、あるいは営農改善の目標が七年ないし十カ年後というふうに設定をされてございまして、完全な行政効果を判断をいたすことは、必ずしも適当な時期ではないかとも思いますが、そのうち北海道庁が実施をいたしました調査について、簡単に二、三の指標をあげて御説明申し上げますと、三十五年と六年と七年とに借り受けました農家についてでございますが、その当時、この

対象農家の農業所得は平均三十六万六千円でございまして、ちょうど三十五年、三十六年、三十七年の三カ年の北海道の一般農家の農業所得の平均は四十万九千円でございまして、やはりそれより若干低い農家であったわけでございまして、この農家の昭和三十八年におきます平均的農業所得が五十四万七千円、それから三十九年が五十四万七千円でございます。それに対して北海道農業家の平均では、三十八年が五十三万三千円、三十九年が四十三万一千円ということでございまして、三十八年までは上昇いたしました、三十八年、三十九年とはほぼ横ばいでございます。ちょうど三十九年が御承知のように北海道の大冷害の年でございまして、総平均の農家において四十三万一千円と落ち込んでおりますときに、この資金の対象農家が三十八年とほぼ同じ金額の所得を上げておるといふことは、ある程度この資金の措置によつて寒害に対する抵抗力を備え得たものではなかつたかというふうに判断ができるかと思ひます。

それから第二に、土地の利用状況でございますが、これらの農家が貸し付けを受けました前の経営面積が八・七ヘクタール平均でございまして、三十九年には一・一ヘクタールと平均の経営面積を拡大をいたしておる。

それから乳牛の頭数について見ますと、資金導入前が平均二・九頭の成牛でございましたのが三十九年には七・三頭になり、育成牛も導入前二・一頭でございましたのが三十九年に四・〇頭というふうに乳牛の頭数も増加をいたしております。

それから農作物の作付利用につきましては、投入前の飼料作物の作付割合が平均四〇％強でございましたのが、三十九年には六五％というふうに、自給飼料の対策もある程度増加をいたしましております。

大体、いままでの調査の範囲ではこの程度の効果があったというふうに理解をいたしております。○川村清一君 行政効果の面について、いろいろ御説明があったわけでありまして、非常に数字が出てまいっておりますので、この面につきましては、

またあとでいろいろ審議をしたいと思ひますので、ひとつ資料として御提出を願いたいと存じます。それから、この法制定以来、今日までの実績でございますが、これは昭和三十四年に本法が制定されました、その当時、この法の適用を受ける農家戸数というものを大体二万八千戸と推定しておると私は聞いておったわけでありますが、これは一体事実かどうか。

それから、その二万八千戸というものを推定して、三十四年以来、この法の運用がなされてまいつたわけでありまして、御提出の資料に明らかによろしく、三十四年度は千九百二十四戸とわりの順調にいきましたが、三十五年はわずか四百九十戸でございまして、三十四年、三十五年、二カ年で合計二千四百十四戸の認定しか行なわれておらないわけでありまして、でも、もし二万八千戸を推定したというのが事実であるとするならば、これは非常に大きな見通しの誤りであつたわけでありまして、そのことから三十六年に、これは法改正でなくて、要綱を改正したと、こういうふうに関しておるわけでありまして、その間の経緯を御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(和田正明君) 三十五年の認定戸数がどういふわけで少なかったかということにつきましては、的確な理由の把握は私どもも実はよくわからないのでございますが、ただいま御指摘がございましたように、三十六年に、認定手続等の手続の簡素化をいたしたのが三十六年でございまして、非常に計画書が複雑でございまして、あるいは計画書とさらに別に公庫に提出いたします書類を別個につくりまして、そういう点があつたわけでございまして、それらをできるだけ簡素にし、また、道庁に提出をいたしますものと同じものが公庫に提出をされますようにいたします等、手続の簡素化をはかりまして、認定の促進をいたしたわけでございまして、

○川村清一君 この二万八千戸というのは、これはわかりませんか。
○政府委員(和田正明君) 二万八千戸は、三十三

認定手續が非常に複雑であるとか、あるいは昭和三十四年本法制定当時は、このマル寒資金は確かに農民にとって有利な資金であつたかもしれませう。農民は非常に喜んでおつた資金でありました。ところがその後、たゞいま御説明にもありますように、構造改善資金であるとか、あるいは近代化資金であるとか、いろいろの農業金融制度が行なわれてまいつたわけであります。経済状態も変わつてきたわけであります。そこで、農民にとりましては、このマル寒資金というものがそんなにありがたい、魅力のある制度ではなくなつてきたのではないか、それが結局実績をあげ得なかつた最大の理由ではなかつたかと私は考えるのであります。

したがって、いまこの法律を改正するにあたりましては、法律条項としては、いわゆる返済期限、据え置き五年を六年にする、二十年を二十五年にする、これは法律条項でありますけれども、そこに重点があるのではなくして、むしろ次官通牒にある、いわゆる運用面、この内容に大きな重点があるのではないかと私は考えるわけであります。そうでなければ、いま三千戸まだあると言いましても、一体これから、四十一年、ことしの四月以降です、ね、四十一年、四十一年の二カ年間運用いたしまして、予定どおり三千戸を消化する御自信が一体あるかないかということをお尋ねしたいわけでありまして、と同時に、運用面の改正をされておりますが、この運用面の改正で一体満足できるのか、これでいいのか、こういう点に一つの疑問を持つわけであります、この点の御説明をひとつつたきたいと思いますと思うわけです。

○政府委員(和田正明君) この法律の制定に至ります経過等につきましては、ただいま川村委員からお話のございましたように、ところで制定されましたことは、御指摘のとおりでございますが、三十九年の実績が著しく下回りましたことは、やはりその年が何と申しましてもひどい冷害の年でございますので、当面の農家の経済再建というより、いままので、農家自身の頭に強く響きまして、長期的なことが農家自身の頭に強く響きまして、

な計画を立てる余裕がなかったということは、やはり実態ではなかったかと思えます。ただ、四十年度になりましたが、戸数があまり伸びなかったことと理由につきましては、推測でございますが、ちょうど昨年の五、六月ごろからすでに、道庁から今後の運用についての改正の希望の意見等も述べられておりますので、それらを前提として、道庁の指導も四十年度には必ずしも積極的ではなかったというふうなこともあるいはあったのではないだろうかというふうに推測をいたしておるわけでございます。で、法律事項を除きまして、運用面で種々の改正を加えましたことは、やはり三十一年から二年にわたりまして行なわれました調査の内容に基づいた内容について問題があるということではななくて、やはり御指摘のように、その後の経済事情の変化なり、あるいは他の金融制度とのバランスなり、そういうような点を考えまして、今後運用面で大いに改善を加えていく必要があろうというところで、先ほど御説明をいたしましたような内容にいたしましたわけでございますが、大体三千百戸でございますので、二年間で千五百戸ずつということで自信があるかというお話でございますが、道庁も三千戸程度の貸し付け希望者があるということと調査をいたしておりますし、また、内容についても相当思い切った改正も加えたのでございまして、法律制定の当初の趣旨に沿って今後営農面でも、また計画設定面でも積極的に指導をいたしまして、所期の効果をあげるようにしてまいりたいというふうに考えております。

○中村波男君 関連。いま川村委員の質問の経過から非常に私、問題を感じたわけでありますが、と申しますのは、最初に二万四千戸推定をいたしまして今日に至っておりますわけですが、四十年度は二百五十戸予定といわれましますけれども、大体これが的確な四十年度の戸数だと考えますと、これから二カ年間に三千百戸程度希望者があるということを考えましても一万三千戸ぐらい。初めから考えますと相当大きな開きというものができておる。そこで、三十九年度に法改正をやつて

二カ年延長された戸数から見ますと、たいへんな実績があがつておられない。それは三十九年度の冷害ということを大きな理由にしておられますが、四十年年度はそういう理由が付加されないということを考えましても、実績があがつておられない。さらに、今後三千百戸程度の希望があるから二カ年延長するんだというお話ですが、そこでお尋ねしたいのは、このように希望があり、想定がされ、実施が具体的な段階でそれに伴つてこないのは、ただ冷害とかなんだとかいう理由でなしに、もう少し根本的な問題を内蔵しているわけじゃないかというように考えるわけです。その点の判断をもう一度局長からひとつお聞かせいただきたいと思います。それから、もう二カ年延長して、三千百戸希望があるからやるのだというお話ですが、二カ年経過したあとに、まだ千戸なり八百戸なりでできなかった場合には、さらにまた二カ年なり三カ年なり延長するというふうい腹がまえで、残れば続けていくというお考えで、おやりになるのか。この二カ年間に三千百戸の希望をこれは完全にはいえなくとも実施するといふ、また、させていくという、そういう強い腹がまえといえますか、想定のもとに提案をされているのか、二つをあわせて御説明をいただきたいと思うわけです。

○政府委員(和田正明君) 当初二万八千戸程度と推定をいたしましたときには、三十一年、二年と調査をいたしましたあとで、その当時の経済事情を前提として、先ほど川村委員からお話ございましたように、特に北海道の畑作ということが非常に過酷な気象条件のもとにあるわけでございますから、そういう事情の中で、中庸程度の農家を、根本的に寒さに対する抵抗力をつけて、今後の発展の基礎条件をつくってやろうという趣旨でこの制度ができました。そういう前提で二万八千戸という一応推定をしたわけでございますが、その後経済上の変化もございまして、一部離農したのもございまして、ほかの制度でカバーができましたために、この資金の借り受けをしないこと

になりました農家等もおりました結果、こういう数字になってまいりましたわけでございます。

「理事野知浩之君退席、委員長着席、

で、今回の延長にあたりまして、三千百戸は年間でぜひ達成をいたしたいといつかまえて私どもは臨んでおりますが、それと同時に、並行いたしまして御審議をいたしております四十一年度の予算案で、五百万円強で調査費を計上いたしております。一応そこで、希望農家が三千百戸ほど残っておりますので、それらについて、従前からいろいろ貸し付け条件その他運用面で、道庁側の希望のありました点等を考えて、改善をいたしますのとあわせて、その二年間に三十一年及び三十二年における調査と、その後の経済事情の変化、それからこのような制度によります実際の行政上の効果等を十分見きわめもいたしまして、このまま二年後にただするすると延長するということではなくて、前回の調査と今度やります調査との比較の中で、今後さらに北海道の中層程度の畑作農家が今後発展をしていきますための基礎条件をつくつてやりますためには、四十三年以降どういう点に重点を置けばいいかということを、その調査費等を利用いたしまして判断をいたしまして、実施をしまいたいというふうに考えておりまして、二年後にただこのままで延長するかどうかということをお考えをいませうというわけではないわけでございます。

○川村清一君　大臣が十二時過ぎると何かお出かけになるそうでございますして、不在になるというお話でございますから、質問を、前のほうをまたあとでやることにして、大臣にお尋ねしたいことを先にひとつ質問させていただきますと思います。

まず最初に、大臣にお尋ねいたしますことは、北海道におきましては昭和三十九年の大冷害にかんがみまして、どうしても冷害のない寒冷地の畑作営農を確立しなければならぬ、この際ぜひ国に抜本的な対策を打ち立てていただきたいというようなことから、北海道庁あるいは北海道農業会

議その他北海道の農業団体みな一丸となりまして、いろいろ対策を練りました結果、大きな問題として五つあげまして、ぜひこの実現のために努力してもらいたいということを中央に対して申し出ているわけでありました。一つは、総合土地改良の問題であります。それから一つは、これはやはり酪農を發展させなければなりません、その飼料対策としていわゆる草地改良事業をぜひやっていたきたい。一つは、負債整理であります。莫大な負債を抱えまして営農計画が立たない、ぜひこの負債整理に努力をしてもらいたい。もう一つは、これは畑作振興の上からぜひやらなければならぬ問題でございますが、畑作共済制度を確立してもらいたいということ、もう一つは、冷害に対する一つの処置といたしまして、農家の整備拡充。問題を五つにしばって中央にお願いしておる状態でございますが、この問題につきまして大臣は御承知であるかどうか、ひとつお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(坂田英一君) ただいま川村委員からの御指摘の点でございますが、北海道における冷害問題は、これは三十九年、四十年も北部における相当の冷害があったということは言うまでもありませんが、この際に北海道庁及び関係の皆さんから、ただいまの申されました冷害対策の問題の解決策としての問題としてこの五つをやはり陳情も受け、また、その必要性を私どももよくこれを了承いたしておるわけでございます。その問題として、一つは、総合的な土地改良の問題でございますが、これらについては酪農の振興と関連いたしまして、草地の造成改良という問題について十分これらを考えなければなりませんので、四十一年度においても若干それらに関する予算等を計上いたしておるわけでありまして、なお国全体としての土地改良の長期計画の一環としてもその中へ包含しておる次第でございます。また、畑作共済の問題にいたしまして、これは特に北海道において以前から研究調査をしていたいておるのであります。これは御了承のとおりであります。

が、なおその他の地帯においてのこれらに対する問題として、必要な箇所についての調査をいたしております。これらはまだまとまった結論はもろんでおりませんのであります。が、急いで、畑地全体についての共済でございまして、総合的な調査を得べく調査検討を進め、また、総合的な調査をさらに進めてまいりたい段階にあるわけでございます。それから金融措置、いわゆる負債整理に関するいろいろの問題でございますが、これらの問題については、もちろん自作農資金の問題もございまして、また、マル寒資金の改正等によりましてこれらの問題を充足してまいりたい。もちろん、この負債整理の問題としては非常に十分とはいえないわけにはいきません。でございますけれども、これらの一般の金融政策それらとあわせて、マル寒資金の改正等をあわせてそれらの問題をできる限り解決していくというふうな考えをしておるわけでございます。なお、この冷害全体、冷害に関する根本的な問題といたしましては試験研究等も必要でありますし、長く冷害に対してのいろいろの試験研究をいままでも続けておりました。それらの試験成績の結果を十分現地に普及させるということにさらに加えて進めていかなければならぬと同時に、いままでの研究以上にまだ研究の足りない面にかつても、これはさらに一層の研究の面についても努力を払っていかねければならぬかと思っておりますが、全般のこの冷害問題というものの根元的な対策というものは、ただいまこれら問題には特に重要であると思っております。さらに北海道以外の面についても同様にその他の面に関連いたしまして十分の検討、研究と、そして、できた研究を普及するということとあわせて、これらの問題を進めてまいりたい、かように考えております。きわめて重要な大切な問題として進めてまいりたいと考えております。

○川村清一君 ただいま北海道が強く要望しております五つの問題を具体的に提示いたしました大臣の御所見を伺ったわけでございます。大臣は口

ではきわめて重大な問題である、重要な問題である、しかしながらすべてこれは検討した調査だということ、具体的な答えは一つもないわけでありました。

そこで、私は一つずつさらに深めてお尋ねしますが、畑作共済制度の問題でございます。これについて大臣は、きわめて重要な問題である、十分調査し検討しというお答えでございますが、この畑作共済制度の確立の問題は、これは単に北海道だけの問題ではなくして、畑作を営農されておる全国農民の問題になるわけでございますが、一体これから何を調査し何を検討されるのか、問題が提起され、この問題の解決の農民の運動というものは、これはもう何年も前から続いている問題であり、おそれるこの国会においても、もう何回何十回となく取り上げられておる問題ではないかと思っております。大臣は農林大臣ですから、いま水産庁のほうも所管されておりますのでおわかりだと思っておりますが、漁業共済制度ができておるわけですか。で、先ほど提案された漁船保険とは違ひ、漁船災害補償とは違ひ漁業共済制度ができておるのです。また国会の附帯決議に従って国の再保険まではいたしていませんが、しかしながら、一応形はできた。それには漁具漁網の損害だけでは済まないのです。漁獲災害があるのです。一体、漁業の漁獲というものと農業における畑作の収穫というものと、どちらのほうが見通しが立ちますか。だれが考えたら、海とる魚よりも陸で生産される畑作物の生産の見通しのほうが立ちます。過去の実績が確実につかめるのではありませんか。非常に不安定な漁業においてさえも漁業災害補償制度ができておるからかわらず、農業共済制度というものはこれから検討する、調査するの、一体、政府はやる気であるのかないのか、この点を、大臣の責任ある御答弁を願いたいと思っております。

○国務大臣(坂田英一君) この畑作の共済の制度化につきましては、御了承のとおり、北海道に

おきましては、昭和三十三年から三十八年度まで、麦類、バレイシヨあるいは大豆等を対象として調査を実施してまいりましたことは御指摘のとおりであります。昭和三十三年度からは二カ年計画の目標で、過去数年間の資料のいままでの整備と、それからして共済事業実施の可能性等の保険制度上の問題を明らかにするため、農業共済及び畑作に關する専門家によるところの検討の会議を具体的に進めてまいりましたのであります。さらに、四十一年度からは、内地主要畑作地帯について、北海道以外に三カ年間、制度化の可能性について調査を予定しておりますのであります。これらの結果を待つて対処することになりましておるのであります。なお具体的にどういうことを主として検討するかということになりますと、一つは、作付及び数量の変動がわかりかた大きい。いま水産の問題についてお話になりましたが、畑作におきましても作付け及び取量の変動が大きい。特に地域差が非常に大きいということ。それから二つには、畑作物は地域的特性が強く、主産地の被害が全体の生産を左右する。地域的危险分散の機能が非常に少ない。全般的に普及していない。麦のようなのは別として、普及していない。だから災害が起るとそこだけが非常に大きな災害を受けて、その危険分散というものが地域的に非常に困難であるという問題。それからまた収量及び損害評価についても非常に困難性がある。そこへもつてきて、価格変動も大きい、こういろいろの問題がございまして、それらについてその畑作のほうの技術者、それから一方は保険の専門家、これらの人々のいわゆる研究会というものを具体的に進めてまいりたい段階でございます。したがって、これらの検討をなるべく早く完了したいたしは存じておりますが、いま直ちに実施の面には入るわけにはいかない、こういう段階でございます。

○川村清一君 なかなか実施の段階にいかないその理由は、ただいまの御説明になったその御説明は私もわかるわけです。しかしながら、そういう状態

になっておるのは一体だれの責任か。たとえば、価格変動が非常に多いと、したがって、農民は作付するいわゆる面積、数量といったようなものをやはりその価格変動に見合つて年々変えていくといったようなことから、的確に恒常的に数字をつかめない、こういったようなことがこの制度を設ける大きな障害になっておる。だとするならば、政府のいわゆる農政というものを、いわゆる価格なら価格に対する農政というものを切りかえなければ、いまのこのやり方をそのまま認めておつては、それではいつまでたつたつて、この制度の確立はなされることはないのではないですか。

大臣は、本気になって、この畑作物の共済制度を確立しなければ農民の営農は安定しない、主管大臣としてぜひやりたいと、こういう心がまえでこれを検討されるとするならば、単にこの問題だけでなく、生産とそれから流通、価格、こういったような問題を総合的に検討いたしまして、正しい農政に指向しなければこの問題は解決しないと私は思ふわけです。大臣は本気になって、一体この畑作物共済を実施されるという前向きな姿勢で検討されておるのかどうか、もう一度伺ひたいと思います。

○國務大臣(坂田英一君) もちろん前向きな姿勢で研究いたしておるわけでございます。

○川村清一君 次に伺ふわけですが、北海道の農家の負債について先ほどいろいろお話がありました、これも的確な御答弁ではございません。大臣は、北海道の農家の負債というものを一体どういうふうに実態を把握されているのか御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(和田正明君) 北海道の農家の負債のことにつきましては、先生も御承知のように、三十四年から三十六年にかけては、農家負債整理特別事業というのを実施いたしまして、借りかえのために五十五億一千八百万円ほどの自作農維持資金を貸し付けをいたしたわけでございますが、三十七年以降につきましても、四十年年度までに合計して八十一億二千万円ほどの貸し付けをいたしま

して、負債の自作農維持資金による長期のものに借りかえを実施いたしてまいりましたわけでございます。今後とも必要に応じて維持資金の活用をはかることは当然でございますが、私どもは、道庁からの要望事項としては、畑作物農家の振興資金の融通制度の確立というより、この強い要望がございまして、これを理解をいたしております。そういう意味も含めて畑作物農家の中庸程度の農家に、今後発展をいたします基礎条件を確立してやりやすために、単に延長ばかりではなくして、制度の運用面等についても改善を加える趣旨で、この法案を提出をいたしておる次第でございます。

○川村清一君 ただいまの局長の御説明によりますと、北海道の農家の負債整理のために、ずいぶん多くの金を出しているように承わつたわけでありまして、私の承知しておるのとは若干この数字が違ふようでございますので、私の承知しておることを申し上げますので、どこか間違つておつたら、ひとつさらに御訂正願ひたいと思ひます。

私の承知しておりますのは、農林省は昭和三十三年に北海道の負債の問題を調査いたしまして、そして三十六年に自作農維持資金融通法の附則を改正いたしまして、整理を必要とする固定化負債二十三億を借りかえ措置によつて整理した。その後、農林省としては別段調査はしておらない。この北海道の負債整理の問題はきわめて重大な問題でございまして、御承知のように、昭和二十八年、二十九年と三十一年の大冷害で固定化負債が累積いたしまして、ばく大な金額にのぼつたわけでありまして、これを整理しない限り、北海道の農業は成り立たない、こういうようなことから北海道庁におきましても、ずいぶんこれに力を入れて、昭和三十三年には二十億、昭和三十一年の冷害に對して、昭和三十一年にさらに二十億の負債整理のための措置をいたしまして、道費をもつてこの利子補給をしたという非常な努力をしたわけでありまして、こういう北海道自体の努力というものを農林省も認めまして、先ほど私が申し上げまし

たような措置をとつたと、こういうふうに私は承知しておるわけでございますが、私の承知では、北海道の農家の固定化負債は昭和三十六年に二十三億にのぼつた金を出して整理した、これ以後は調査して知らない。ところが、ただいまの局長の御説明によれば、何年かには五十五億何千万円、何年かには八十一億何千万円、ばく大な負債整理資金を融通したようなお答えでございますが、これはちよつと了解できかねますので、もう一度説明をたまわりたいと思ひます。

○政府委員(大和田啓吉君) 私からお答えいたします。いま農政局長が申し上げたとおりですけれども、農林省といたしましては、三十四年と三十五年に三十二億円の割り当てを北海道にいたしたわけでございます。その結果、北海道庁において三十六年度においてさらに三十七億円の要求をしてまいりまして、要求いたしますか、希望をいたしまして、これに對して私どももいたしましては、三十六年度に二十三億の配分をいたしたのでございまして。したがって、三十四年、三十五年の三十二億と、三十六年度の二十三億を加えて、当時において五十五億ほどの融資をいたしたわけでございまして。自作農資金につきましては、その後も北海道に對しまして相当額の割り当てをいたしております。

○川村清一君 それでは、三十九年の冷害以後さらに調査をされたり、あるいは道庁からの要求が、ある点をお尋ねいたします。

○政府委員(大和田啓吉君) 冷害その他の災害がありますと、必ず北海道庁から私どもに冷害対策あるいは災害対策としての融資の要望がございまして、北海道庁と話し合いの上その都度相当額の融資をいたしてきております。

○川村清一君 現在の程度の固定化負債があるか、御調査になっておりますか。

○政府委員(大和田啓吉君) 実は私北海道の農協あるいは農家全体の資料は現在農地局として手持ちがございせんけれども、私どもが直接関係いたしております開拓農家の分について申し上げます。

すると、開拓農家の負債といたしましては、最近の時点において残高が二百三億円でございまして、一戸当り約九十五万円、そのうち延滞額が三十四億ほどでございます。これも一戸当りにいたしますと十九万円ほどでございます。開拓農家としますと、内地に比べて北海道の固定負債といひますか、延滞額のウェイトは相当大きなものがございます。

○川村清一君 これはもちろん制度金融に対する負債だけでなく、農協に対する負債も含めての勘定になっておるわけでしょうか。

○政府委員(大和田啓吉君) これは政府資金ばかりではございません。農協の負債も含めております。

○川村清一君 ただいま農地局長から開拓に対する負債の実態の御説明があつたわけでございまして、これは一般農家、開拓農家を含めまして、一年以上の延滞を持つておる固定負債でございますが、これが大体において二十九億、しかもこの負債の実態はほとんどが制度金融に対する負債ではなくて、農協に対する負債である、このことはどういふことかと申しますと、制度金融の返済は、とにかくこれは借り先が日の丸なんですから、遠慮会釈もなくこれは取られるわけでございまして、そうしますと、これは結局農協のほうに肩がわりしていただくわけでありまして、農協がたいへんな実態になっておる。特に開拓農協等におきましては、これは農協の経営が成り立たないと、こういうような状態になってきておりますので、北海道の負債の整理につきましては大臣もまあ相当熱意を持っておられるようでございまして、それから局長の御説明によれば、大体今日まで五十五億程度の融資をこの面の融資をされておる、こういうような御答弁でございまして、しかしながら、三十九年の大冷害によつて負債はさらに激増してきておるのを実態でございまして、この点につきましてはぜひひとつ力を入れて解決のために努力をしてもらわなければならないと考えておるわけであります。

それから第三に、大臣にお尋ねいたしますが、総合的な土地改良、それから大草地改良、これは大草地改良等につきましては、公共事業に入ってきておるわけでありまして、大臣の話では、ぜひやらなければならぬ、相当熱意を持ったような御答弁でございますが、今年の開発予算等を検討いたしてみますという、まことに徹たるものでございまして、こんな程度では、これは何年たつたならこれらの事業が完成されて、そして土地条件というものが改善され、畑作物あるいは酪農業が振興いたしまして、ほんとうに北海道の寒地農業が確立するその日はいつなのか。これは見当もつかないような、百年河清を待つような状態ではないかと私は思うわけでございます。そこで、大臣としてもう一度お伺いしたいことは、この土地改良なり草地改良に対して明年度の予算、さらに明後年度の予算においてひとつ大いに奮発して大きな事業を強力に実施していく、こういう前向きな姿勢であつてほしいと思うわけであります。これに対する御見解を承りたいと思ひます。

○政府委員(大和田啓吉君) 北海道におきまところの農業基盤整備事業は年々相当幅で増加しております。今年について申し上げますと、四十一年度におきまして北海道関係の農業基盤整備費は二百三十七億九千万円ほどでございます。これは四十年年度の補正後の二百五億九千万円ほどに比べて相当な増額でございます。また、私も四十一年度から北海道につきまして新しい事業種別の国営事業を行なうことをきめまして、一つは御承知と思ひますけれども、畑作地帯総合土地改良パイロット事業でございます。さらに内水排除事業も新しく国営事業として始めることにいたしましたわけでございます。

なお四十年年度を初年度といたします土地改良十カ年計画におきましては、北海道に対する配分額は明記いたしておりませんけれども、事業量の内容につきましては十分北海道開発局、あるいは北海道庁と打ち合わせ済みで、北海道の基盤整備事業が合理的に、またすみやかに進められるよう

に配慮いたしておる次第でございます。

○川村清一君 大臣がお尋ねになるので大臣にいろいろ聞いてあるので、なるべく大臣のお答えを願ひたいと思ひます。

大臣にお尋ねしますが、農林省の四十一年度予算に北海道・南九州畑作地域農業振興対策調査研究に必要な経費として五百八十万円計上してありますが、これは一体どういふことをするののか。先ほど大臣が何かお答えになったようにございしますが、もっと具体的に、この予算を使ってどういふ調査研究をなさろうとしておるのか、お答えを願ひたいと思ひます。

○国務大臣(坂田英一君) 先ほどの問題であります。畑作振興につきましては、所要の施策を講じてまいりましたのであります。今さらさら経済情勢の変化に伴う農家の実態、不況施策の効果の実態の把握等に観点の置いた調査研究を施行するものであつて、その調査に基づいて四十三年度以降さらに講ずべき重点的施策を検討する考えでございます。要するに、畑作についての研究なり調査というものは残念ながら非常に不十分でございます。これは言うまでもありません。最近に至つて北海道の皆さん並びに農林省においても十分この畑作の振興という問題については前向きに非常な努力を払ひつてあります。今日までの、最近の努力でありまして、ずっと以前から考えますという、日本の国として畑作に対する検討は非常に少ない。そこで、北海道だけではなしに、畑作に関するほんとうの問題というものは、水田に比較して、これは比較の問題であります。水田に比較して、これは比較の問題であります。非常に足りないといふことを私も痛切に感じておる一人であります。農林省といたしましては、そういう点にかんがみまして、最近、最近といつてもここ十数年になりまして、かなり畑作には大きくその方向へ向かつての努力は続けてはまいっております。たとえば、先ほどの冷害の問題にいたしまして、先ほど申すのを落としたが、北海道からの陳情の中に非常に大きな要求がございました。たとえば、冷害備林の

造成といふものにつきまして、今回千ヘクタールのパイロット事業を実施するといったようなこともやつておるわけでございますが、さうなことではいろいろ農地の造成という問題、それから酪農業の問題、酪農について絶対に必要なところの草地造成の問題、それから飼料作物の問題といった問題について相当、これは具体的に一々申しませんが、非常に力を尽くしてはいるつもりでございます。しかし、いま申しましたように、この畑作振興そのものについての私の感じとしては、総合的、抽象的に申しますと、そういう点についての畑作振興、畑作に関する調査あるいは施策というものは水田に比較して足りない、少ないという点を個人的にもきわめて痛切に感じておるわけでございます。そういう関係であります。

○川村清一君 まあ一般論としてはわかつたわけですが、今度の予算に計上されております五百八十万円がしの金といふものは、北海道・南九州畑作地域農業振興対策研究に使う予算である、こういうふうになっておるわけで私はお尋ねしているものであります。いわゆる積雪寒冷地といふきわめてきびしい気象条件にある北海道、それから特殊の土地条件、さらに災害の多発地帯である南九州、この両地域の畑作農業振興のために抜本的な対策を打ち立てるのだ、そういう姿勢で今後それに關する研究、調査を進めていくんだと、そういうための、そのことを目的としたところの機構を農林省に設けて、そしてその職員がもつぱらその点に努力をいたしまして、一年なり二年その研究を積んだならばそれを基礎にして先ほど申し上げましたように用地のこの農業が文字どおり安定するよう抜本的な対策を立てるんだと、こう

いう目的を持って、そういう事業をするためにこの予算を計上したものと私は理解しておるわけでありまして、この理解に間違いがないかどうか、大臣の責任ある御答弁をいただきたいわけであり

○国務大臣(坂田英一君) この予算の五百八十万円についての調査費は、そのとおりでございます。○川村清一君 重ねてお尋ねしますが、それでは、そのために農林省の中に、まあかりに、仮称で言へば、たとえば対策室といふですか、これはまあマル寒資金ができるまでに、昭和三十三年に農林省内に調査室をつくつたという、そういう前例もあるわけでありまして、対策室、そういう機構を設けて専門的にこの仕事をするんだ、こう確認してよろしくございませうか。

○政府委員(和田正明君) 結局、法案が施行になりましたら、関係各局の応援を得まして農政局の中に対策室というふうなものを省限内限りで設置をして、ただいまお話しのような調査をいたすように考えております。

○川村清一君 大臣に、もう時間でございますから最後に御質問——まだ五分あるさうですから……。

それで、大臣、この四十一年度における公庫のマル寒資金の貸し付けワタといふですか、貸し付け額はどのくらい予定されておりますか。

○政府委員(和田正明君) 十億円の予定でございます。

○川村清一君 十億円ですか、百億円ですか。

○政府委員(和田正明君) 十億円の予定でございます。

○川村清一君 そうしますとね、まあ運用の中に入つて、またこれはあとからやりますけれども、大事な運用面の変更において貸し付け限度額を百万から二百五十万まで上げたわけですね。もちろんまるまる二百五十万という、全部が二百五十万であるはずはないわけでありまして、二百五十万と上げておいて十億とは一体どういふことになるのですか。それと関連して、三千百を二カ年でやる

○川村清一君 十億円の予定でございます。

○政府委員(和田正明君) 十億円の予定でございます。

○川村清一君 十億円の予定でございます。

○政府委員(和田正明君) 十億円の予定でございます。

ということ、一体どういう点を、私頭が悪くてよくその辺が理解できないので、その辺を数字的に明確にしたいと思っています。

○政府委員(和田正明君) 四十一年度中に千五百戸、四十二年度に千六百戸の計画認定をいたす前提で、年次別の資金ワクの計算をしておりまして、本年度は一応十億円ということに判断したわけですが、過不足等につきましては、今後ともやり繰り等をいたしまして、資金ワクに迷惑がからないようにするつもりでございます。

○川村清一君 一体、貸し付け限度額二百五十万と、それをこしは千五百戸認定すると、そういう計算で十億というその予定額が出てきておるわけですか。十億という予定額がきまつて、そうしてここのほうは千五百戸貸し付けするのだ、限度額は二百五十万だ、こういう計算なんですか。これは重大です。

○政府委員(和田正明君) そういうことではございませんで、先ほど申し上げましたように、この金は一度で貸してしまふわけではない。計画認定後、三年間の間に逐次事業の進行と同時に合わせて借りていくわけでございますから、いま申し上げましたように、四十一年度の新規認定を千五百戸というふうに前提をおきまして、新規貸し付け等を考えますと、今年度は一応十億で間に合うというふうに推定をいたしておるわけでございます。

○川村清一君 間に合いと推定されておるそのところがわからないのですが、もちろん二百五十万を一気に借りるわけでない。三カ年で貸し付けることはわかるわけですが、かりに、三カ年で貸すから、八十万として、八十万で千五百戸貸し付けたら一体何になりますか。

○政府委員(和田正明君) いま例をあげられましたが、千五百戸全部が八十万円借りるといふふうにおっしゃれば、十二億という金額になりますけれども、過去における借り入れの実績認定と、借り入れとの実績が若干ズレ等もございまして、

そこらを頭に置いて計算をいたしますと、本年度について一応十億ということになるわけでありまして、もちろんこの金額で不足でございますれば、先ほど申し上げましたように、公庫の全体の融資ワクの中で調整等をはかりまして、資金不足のないように手当はいたします。

○川村清一君 そういうでたらめな話をされても非常に迷惑なんです。で、私はかりに八十万借りたらどうなるかということ、千五百戸で十二億になるわけでありまして、もちろん八十万以下のものもあるだろうし、多いものもあるかと思いますが、それからもう一つ重大な問題は、これはあとからいろいろ金融のいわゆる貸し付けの対象の条件をお尋ねしていくわけですが、大臣、前に借りた人はもうこれは借りられないのですか。いままで限度額百万円、百円で貸し付けを受けた人は、いま二百五十万になったと、これで法律改正のこの恩恵は、すでに借り受けをした農民にはないわけでありまして、恩恵が与えられないわけでありまして、この点をひとつ明らかにしていただきたい。

○国務大臣(坂田英一君) 必要がある場合には追加をいたします。この限度の、いわゆる相違からくるところの追加はいたします。

○川村清一君 そうしますと、いよいよ局長の言われていることがでたらめだということになると、借りわけであります。新規のほうでも足りないんですから。ところが今度は、前に借りた人にも貸すというんです。それであと間に合いますか。

○国務大臣(坂田英一君) 先ほど農政局長からもお答えいたしましたとおり、従来の貸し付けの経過から見ても一応この程度にいたしておるが、どうしてもそれは足りないというときにはやりくり——やりくりというのはおかしいが、取り消したしますが、公庫内の貸し付けのワクの変更でもやりまして、必ずそれを満たすことにいたしますという方針でやっておりますから、御了承をお願いいたします。

○川村清一君 それでは、大臣そろそろお引き揚げになられると思ひますので、今度は大臣はおいでにならなくてもお尋ねできる問題に問題を移してまいりたいと思ひます。

○委員長(山崎齊君) ちょっと速記をとめてください。

【速記中止】

○委員長(山崎齊君) 速記を起こして。

○國岡哲夫君 大臣、二、三分ですけれども、私もこの次にお伺いしようと思つておるんですけれども、いま川村委員が二回にわたつて、今度の北海道の畑作あるいは南九州の防災畑作等、後述の北海道の畑作について二回にわたつて質問をしたわけですね。で、五百八十万円の金の問題まで出して話をしたんですが、大臣何か思ひつたように、それはそれとおりなんだというお話ですが、それは五百八十万円組んであるんですが、本気にやる気あるんですか。やる気があるんですか。盛んに誘導尋問をやつておるのに、何だかさもさしている。すぐやるんですか、本当に。何か適当な外郭団体に調査の委託でもして終つちやうんですか。どうなんです、やる気あるんですか。

○国務大臣(坂田英一君) 五百八十万円の何は、先ほど申しましたように調査はやりまして、しかも、それは農政局内においてこれをやらすようにいたします。

○委員長(山崎齊君) これをもって、暫時休憩いたします。

午後三時三十分休憩

午後四時四十分再開

○委員長(山崎齊君) ただいまから委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。川村君。○川村清一君 それでは午前中に引き続き、質疑を行ないたいと思ひます。

今度の法改正によりまして、法律の部分ではございせんが、次官通牒の運用の面で、若干変わつてゐる面がございまして、これに関連していろいろお尋ねしたいと存じます。

まず第一にお尋ねいたしますことは、この法の適用対象農家でございまして、これは所得が、大体六十万円以下——いままでは四十万から五十万といふのを引き上げて、六十万まで上げたわけでありまして、そこで、経済状態が大きく変わり、物価なんかも相当上昇しているの中で、所得六十万程度の農家というのは、北海道の畑作農家におきましては、一体どの程度の規模のものか。もちろん畑作、酪農、あるいは混合、いろいろありますけれども、大体この法の適用対象になる所得六十万程度の農家の営業規模とかいうようなものについて、御説明をお願いいたします。

○政府委員(和田正明君) 農林省の農家経済調査でまいりますと、三十八年度におきまして北海道の農家の平均の農業所得が、五十三万三千円ということになっております。一方、北海道の報告によりますと、大体五町から七町五反くらいの階層のところを境にいたしまして、上下——いままでは、ややその戸数が増加傾向にありましたが、ごく最近ではやや減少というふうな傾向を示しております。ここらを分解基軸というふうに考えますと、経営面積としては大体七町歩前後の経営農家が多いということになるのではなからうかと思ひます。その辺の階層の所得を農家経済調査で調べてみますと、畑作で六十二万一千円、主畜経営で六十一万六千円、混同経営で五十二万七千円というふうなことになるかと存じます。それからまた同じように、北海道の農家経済調査の報告書を調べてみますと、これはサンプルが少ないのでございまして、約三百弱の農家について、畑作、主畜、混同のそれぞれの経営についてみますと、六十万円以下の農業所得をあげておられます農家が、カパー率が六七%ということになっております。午前中にもいろいろ先生からも御指摘がございましたように、この制度の趣旨が、北海道の非常に過酷な寒さ、寒

冷地であるというその条件を克服して、中庸程度以下の農家が将来安定的な経営に到達し得る基礎をつくっていくという趣旨でございます。大体六十万円前後のところに重点をおいて、それ以下の農家をそれ以上に振興していくということをお考へるのが適当ではないかという判断をしておるわけでありませう。

○川村清一君 六十万円以下の所得の農家、北海道の農業構造の中では大体中庸程度、この中庸程度のもので引き上げるためにやるのだという御説明でございまして、そこで、重ねてお尋ねしたいのは、六十万円以下の所得農家というのは、畑作で大体全体の六七〇程度だというふうなことで、経営規模としては大体七町歩程度の規模であるというふうなお話でございまして、私が特にお尋ねしておきたいことは、この法律は、最初は三十万で、三十万から発足して、そして四十万から五十万に上がって、そして今回六十万に上げていくわけなんです。で、その中庸以下という、中庸程度以下ことはわかるわけですが、その六十万円以下の六七〇、この六七〇全部が決してこれを受けられるものではないと私は思うわけですが、現在三十万あるいは四十万、五十万といったようなものもあるんじゃないかと思ひます。それらのものはこの法の適用対象にならないのではなからうかと思ひます。そこで、法の適用になる層とならない層との大体の比率ですね。この六七〇のうち、どの程度はこれからはずされるのか、除外されるのかというところをお聞きしておきたいわけなんです。

○政府委員(和田正明君) ただいま大体七町歩程度の経営を前提において六十万円以下というふうに申し上げましたが、北海道でも現に農業所得の非常に高い、粗収益でもちろん高い農家もあるわけでありませう。そういう農家は、いわゆる上層農家は当然除外をされるわけでございます。それが先ほど申しました道庁のサンプル調査では三〇%くらいあるわけでありませう。それから下のほうでございますが、下のほうという恐縮でございますが、これは六十万円以下であれば、特別な二種兼業の農家でございまして、近く離農を予定しております農家でございまして、そういう特殊なものを除きますれば制度としては対象になるわけでございますが、もちろん今後とも農業生産を振興していく意欲が十分でなければならぬわけ、それが借り入れをいたしまして、今後生産を振興していく過程の中で営農計画というものが立てられて、八十万程度の目標に達成するよう、な、そういう経営計画が立てられれば、六十万円以下でも当然対象として、本人の希望があれば借りていくことができるわけでございます。

○川村清一君 私のお尋ねしておることは、はっきりお答えしていただけないのですが、私のお尋ねしておりますことは、上層の農家はこれは別です。そこで、六十万円以下で、この法の適用を受けられないものはどの程度あるのかと申しますのは、これはやはり営農振興計画を立てて、その計画を北海道知事が認定したときにおいて融資が受けられるわけでありませうから、現在の営農の規模をおきましていろいろ資金を借り受けて営農をやっても、といいますのはその限度額がきまっておりますわけでありませう、それから、いままでの負債がうんとあればその負債の重圧でとうていこの再生産資金のほうに回ることができない、こういったようなことで所得目標八十万を上げる、そういう計画を立てることもできない農家は当然これからはずされるわけでありませう。そのはずされる農家というものはどの程度あるのかというところをお尋ねしている。何%くらいあるか。上のほうは三〇%あるというところはわかりましたが、その下のほうは何%くらいあるのか、これを明らかにしていただきたい。

○政府委員(和田正明君) この法律の適用対象になります地域は積算温度でございまして、さういふようなことで二十二の地域を指定してございませう、そのうちから当初指定をしたときが午前中に申し上げましたように、二万八千戸が有資格者であつたわけでありませうが、現段階ではそれらのうち、残りしましたもののうち三千戸が希望をしておるということでございます。何%落ちるかというふうな数字的な統計資料を私ももちあわせておりませうけれども、先ほど申し上げましたように、二種兼業農家のようなもので、その中から将来一種兼業農家になつていき、農家としての振興をしたいという意欲のあるものまで含みますが、一般的に二種兼業農家のように、特に農家所得としてはどのような金額になるにしても、農業所得があまりに低いような場合には最初から対象にいたしてまいらなかつたわけでありませう。

○川村清一君 そうしますと、さういふふうに考へてよろしいわけでございますか。まあこの資金を借り受けられる者、六十万円以下の者、そして営農計画を立て得ることができ、それからそのほか構造改善資金であるとか、あるいは近代化資金であるとか、いろいろ資金はありますから、さういふものも借り入れる者があつたしょう。そこで、さういふものを一切がっさい含めまして、結局下層農家といふんですか、この資金の対象になれない者、いわゆる二種兼業農家であつて、離村しなければ、離農しなければどうにもならない、さういふ者以外は、希望さえあれば全部この資金を借り得る対象になるのかどうか、ここを私ははっきりしていただきたい。

○政府委員(和田正明君) もう大体いまお話しのように、本人の希望があつて、営農計画も立てました場合に、五年ないし十年後に一応農業所得が八十万円程度以上になるし、それからまた、本人の意欲として農業を今後職業として選択をしていくし、家族労働もさういふことに適しておるというふうな範囲を想定しておるわけでございます。それから、いま先生御指摘のように、一種兼業農家以上であれば、希望があつて計画さえめどが立てば、貸し付け対象になるというふうにお考えになつてけっこうだと思ひます。

○川村清一君 まあ私もさういふことは、現在二種兼業農家であつても、この営農意欲のある者は、何とか農業をやつていきたいと、さういふような意思のある農家に対しては、これはやはり引き上げてやらなければならぬ、引き上げるようないろいろな行政措置をしてやるべきではないかと、さういふに考へておるわけでありませう。そこで、それらの農家は、さういふボーダーライン以下の層は、一体北海道でどのくらいあるのかというところをお尋ねいたしまして、それについては、その明らかな数字をつかまえておらないということはなほ遺憾であります。せつかくこの法を改正いたしまして、これの期間を二カ年延長した、さういふ処置の中で、一戸でも多く、この法の運用によつてひとつ立ち上がらせたいと、さういふようなやうな考へがなければならぬと思ひます。除外される戸数を的確につかんでおらないことは残念なことでありませう、これはぜひひとつ調査していただきたいと思ひます。

○政府委員(和田正明君) いまの御質問にお答えをいたします。前に、前段の御質問では、冒頭申し上げたのでございませうが、二種兼業農家でも、本人自身が、今後農業を中心にして、つまり一種兼業農家以上という形に自分の農業経営を持っていきたいという意欲がある者で、もちろん計画がさういふ人の中で立てられる人であれば、対象にはするわけでございますので、御了解いただきたいと思ひます。それからただいまの御質問の、八十万円ござ

います、先ほどちょっと申しましたように、大抵いま北海道の農家経営で、経営面積で申しますと七町前後のところが一つの分解の基軸になっておるようだというのを申し上げたわけですが、そのもう一つ上の、七町から十町ぐらいの階層の農家を北海道の農家経済調査で調べてみますと、専業農家の所得で七十七万九千円くらいになっております。また、農家経済調査等を調べましても、そういうような前後の数字が出てまいりますので、一応八十万円というところに、つまり現在の階層から少なくとももう一つ上の安定的な農業経営の階層へ上り得るようなことを、一つの目標といたしたわけでございます。これで自立経営たり得るかというお尋ねでございますが、この法制度そのものが北海道の非常な寒さというものを除去して、それに耐え得る農業経営にまで、中層程度の農家の農業を振興させようということにねらいがあり、進んでその結果として、今後本人が一その努力をし、さらにその他の一般の制度がその上に加わってまいりますれば、将来、自立経営農家たり得るような基礎条件を整備するといふことが目標でございます。この制度そのものでただちに自立経営農家を育成するといふことではなくて、自立農家たり得る基礎条件を整備をして、北海道における非常な気候条件に対する抵抗力をつけることが、その基礎条件をつくるものであるというふうに、この制度の趣旨ができて上がつているものと理解している次第でございます。

○川村清一君 この制度によって、北海道の農家にさらに自立経営ができる状態にまで発展させていく基礎をつくる、いわゆる基礎条件をつくる法律であるという御説明でございます。まあそれはそれなりにわかりますけれども、この八十万という数字が、お話を聞くと、現在、七町から十町歩の経営をやっておる農家、これの所得が大体七十七万九千円であると。あるいは農家経済調査による調査も大体このくらいの数字であると。だからまあ八十万ぐらいがちょうどいいのではないかと、非常に、非常に八十万という数字が、まあ現状がこうだからこうだといったような簡単な立場で定められておる。もともと十分農家経済状態というものを分析して、そこから八十万というものを示して、この八十万は決して満足な数字ではないのである、しかし、その八十万を基礎にしてさらに発展して、ほんとうに自立経営たり得る農家に仕上げていくのだと、こういうような御説明ならばわかるのですが、どうもその点がはつきりしない。まあ思いつきみたいに出てきた八十万というように思われてしうが、ないわけでありまして。と申しますのは、この所得倍増計画におきまして、政府は自立経営農家として経営面積——これは北海道ではない本州の水田農家でございまして、二町五反経営で、そういう二町五反の自立経営農家を百万戸育成する、こういうことを言っている。それでそのときに、この二町五反の水田農家の粗収入が大体百万で、所得がまあ六十万ですか、六十万程度、それから中期経済計画の中では、自立農家の大体の所得水準といふものは、全国平均は八十万というように出しておると私は記憶しておるわけでありまして、こういうようなものに比べてみて、この北海道農業の経営の実態からいって八十万、これはまあこれで満足しておるのではないという考えは十分わかるわけでありまして。わかりますけれども、八十万という所得目標でいいのかわかるかということ、ここに一つの疑問がありますし、それから八十万の所得目標達成するためには、どのような営農をやるのか。この点につきましては、御承知のように、この経営計画を立てるにつきましては、北海道知事が営農方式をまずつくりまして、それに準拠して、この市町村等が営農類型を作成をいたしまして、その営農類型によって各農家が営農計画を立てるというふうになっていくわけでありまして、そこで、前には六十万の所得目標、今度は八十万の所得目標ですから、八十万の所得をあげる目標のそれでは営農類型はどういうのか。たとえば土地は七町から十町というふうなことを言われましたが、そ

れから、酪農とするならば、一休乳牛は何頭ぐらい持たなければならぬのか、こういうたような問題が起きるわけでありまして、これらについてどういふのかひと御説明願いたいと思えます。

○政府委員(和田正明君) 先ほど来申し上げておりますように、八十万というのがこの対象になります農家の最終目標ではございまして、将来さらに伸びるための基礎条件を整備するといふために、このマルサの資金の貸し付けをいたすわけでありまして、今後ともさらにこの農家がそういう基礎条件を整備をされた上で一その飛躍をすることを期待をいたすわけでございます。

そこで、営農類型でございますが、これは道庁が御承知のように大体地帯別にいろいろ定めますこととございまして、一例をちょっと申し上げてみますと、根釧内陸におきます牧野型の主畜経営といふことで一つ例をとりますと、土地の面積が二十四町歩、そのうち畑が七町二反、採草牧地が十四町歩、その他の土地として八反歩、それから乳牛を十五頭程度、もちろんいまの搾乳牛も育成牛も含んでの数字でございますが、そういうことで計算をいたしますと、農家所得としては七十九万九千円ぐらいのものが出るというのが一つの例でございます。

○川村清一君 そうしますと、八十万という所得目標は、これはやはりいろいろな角度から検討いたしましたして、そしてたとえばいまお話しのあるような根釧内陸地帯における主畜経営の実態等をも勘案して、そういう立場から八十万という数字をはき出したんだ。こういうふうなま理解して差しつかえないかどうか、それをはつきりしてください。

○政府委員(和田正明君) そのとおりでございます。

○川村清一君 そうしますと、八十万の所得をあげるためには、ただいまの営農類型、これはまあ実例でございますから、局長からお話がありましたように、その農家の経営規模というものは、

土地が二十四町歩、畑が七町二反歩、採草牧草地が十四町歩、その他八反ありますが、乳牛十五頭、こういう経営で七十九万九千円、約八十万の目標に達するということになります。もちろんこの指定地域というものは、北海道は広いんですから、根釧の営農類型がそのまの十勝の営農類型であり、あるいは北見の営農類型になるわけでございます。いづれにいたしましても主畜農業をやるとするならば、この程度の規模が必要だといふことが明らかになるわけでありまして。

そこで、それに就いてお尋ねしなければならぬのは、この法律の運用内容が変わりまして、所得目標が八十万になった、それから融資の貸し付け限度額も二百五十万に上がった、据え置き期間が一年延び、返済期限が五年延びた、こういうことになるわけでございます。

こういう条件の中で、こういう八十万の所得をあげるような計画を立てるためには、六十万の一体所得の経営といふものはどんな程度かといふことを先ほどお聞きしたら、まあ七町、七町として、しかし、この七町からいまの二十二町なんといふことになれば、これはばく大な土地が取得されなければならぬと思われまして、それから主畜であるとするならば、乳牛も相当数入れなければならぬと思われまして、ところが、これは二百五十万の金でもって一体そういうことが全部できるかどうかという問題であります。さらには、午前中いろいろお伺いいたしましたように、負債の整理があるわけでありまして、負債を整理するするならば、また自創資金の貸し付けを受けなければならぬ、こういうような状態になってくるわけでありまして、この問題に関連して、先ほどの補足説明では、今度は畜産経営拡大大資金であるとか——土地取得資金のことはいま申し上げたね——畜産経営拡大大資金、これも一括して貸し付けるような、こういうふうなしたいというふうなお話等があったわけでありまして、いま私が申し上げましたように、土地も取得しなければならぬ、牛もふやさなければならぬ、

借金の返済もしなければならぬ、そうでなければ所得目標八十万を達成するよりな農家経営にまで持っていくことはできない。そしてこの八十万の農家経営ができて、これはまだ自立農家までいくのではなくして、自立農家一步手前の経営である、こういうふうな御説明、こう了解するわけでありませう。

そこでお尋ねしたいことは、まあ私が申し上げましたように、その乳牛の導入資金であるとか、土地の取得資金であるとか、あるいは負債を整理する自創資金であるとか、こういうものは一体どういうことになるのか、この点をお尋ねしたいと思ふわけでありませう。

○政府委員(和田正明君) 管農改善のための計画を立てます段階で、当然土地取得なり、あるいは乳牛導入なり、その経営計画の中へ加味をされなければならぬので、マル寒資金は土地改良と、それから主務大臣指定施設とが融資対象でございますから、そのほかに乳牛の導入のための資金と、それから土地取得資金とはいずれも一本の借り受け申し込み書で申請ができるようにし、また、貸し付け決定も一本で貸し付けの決定ができるようにしたいというふうに考えておるわけでございます。で、旧債の借りがえの問題につきましても、当然農家によつてはそういう問題が起つてくると思ひますが、それらも経営計画の中には織り込んであるわけでございますが、それについては自作農維持資金を必要に応じて活用をいたしまして、償還計画が立てられるように考えていきたいというふうに考えております。

○川村清一君 ただいまの御説明は、説明としてそれで了解できますが、そこではっきりしていただきたいことは、かりにこの管農資金を二百五十万を限度として借りることができる、そのほかに畜産の拡大資金、あるいは土地取得資金、あるいは負債の状況によつては自作農維持資金、こういうものを一本の計画の中で借りることができる、こういうことですが、それは金額的にいうと、二百五十万の上に当然上積みされる金額であらう、

こう考えるわけですが、それに間違ひございませんか。

○政府委員(和田正明君) 二百五十万は、この法律によります土地改良のための資金と、それから各種の施設の資金とでございますから、土地取得資金あるいは乳牛の導入のための資金は、二百五十万とは別ワケで上乗せで考える次第でございます。

○川村清一君 そうしますと、それはそれなりでわかりませんが、いままでは家畜の導入資金につきましては、この法律が適用されて、貸し付けを受けておる三年間は借りることができないというふうに聞いておつたわけですが、そこで、この法八条に、「国は、第六條第一項の規定による認定を受けた管農改善計画の達成を図るため、当該管農改善計画に基づく家畜の導入については、国が所有する家畜の貸付けその他の助成措置を講ずるよう努めなければならない」と規定してありますが、この法八条は、いままでのように運用されてきたのか、お尋ねいたします。

○政府委員(和田正明君) 詳細は、畜産局長が来ておられますので、必要があれば追加説明をしていただきますが、この八条は、この法律ができました当時は、寒冷地対策のために固有の牛を貸し付けます制度がございまして、その規定がこの管農類型との関連の中で、努めるという趣旨でできておつたわけでございますが、その後この貸し付けの制度がなくなりまして、現在のように、家畜導入資金という制度にかわりましてございまして、したがって、現在はこの八条は、国としてはすでになくなりまして、北海道が道有のものをお貸し付けするといふ事業だけが現在のところ残つていふという形にいつてゐるわけでございます。

○川村清一君 国としては、その八条がなくなつたといふことはどういふわけなんですか。この法律の条文は、これは消えたのですか。この法律はなくなつたのか。この法律には、八条にこういうふうに明記されておるのですが、国としてはなくなつたといふことは、これはどういふことなんですか。

○政府委員(増垣徳太郎君) この法律が施行された当時は、国有貸し付け牛の貸し付け制度がございましたこと、農政局長の答弁のとおりでございますが、その後、貸し付け制度の目的は農家の資金負担あるいは育成中の危険負担を除いて家畜の育成による利益を農家に確保するといふ趣旨であるといふことであれば、国有貸し付けに伴います種々の難点がございまして、これを家畜の所有主体は都道府県にまかせるといふことにいたしました。国はその家畜の購入費の二分の一を助成するといふことで、県有貸し付け制度が国有貸し付け制度にとつてかわつたわけでございます。

また、その趣旨は貸し付け頭数を拡大する上にもやりやすいといふような点もございまして、さような制度に相なりまして、その後つと国はこの制度のために助成を続けておるわけでございます。そういう意味では「その他の助成措置を講ずる」といふ趣旨で、第八條は、私の考えとしては、そのまゝ効力を残し、かつそれに従つて事業を推進しておるといふふうに考えておるわけでありませう。

○川村清一君 その答弁は、そのことはことばとしてそれなりに理解できるわけですが、ところが、私の聞いておることは、法律にこうはつきり書いてある。法律を改正してこの法文を削除したといふなら話がわかるのでありますが、この法律は生きてゐるんでしょ、いまは。どうなんですか。

○政府委員(増垣徳太郎君) ただいま御説明申し上げましたように、道に助成することによつて家畜の導入についての国の助成措置を講じておりますので、第八條は必ずしも削除その他のことを必要としなないのではないだろうかといふふうに私は考えております。

○川村清一君 法律学者でないから法理論の議論はちよつとできませんけれども、常識的にこの法文を読んだらば、まず第八條に、「国は」と書いてある。主体は国です。そして「第六條第一項の規定による認定を受けた管農改善計画の達成を

図るため、当該管農改善計画に基づく家畜の導入については、国が所有する家畜の貸付け」——国が所有する家畜の貸付けその他の助成措置を講ずるよう努めなければならぬ。——こうある。国が所有する家畜の貸し付けを、そういう運用をやめたならば、当然これは法を改めなければならぬことではないですか。これをやめたのはかつてにやめた、そんなことは、行政庁が法律にあるものを都合によつてかつてにやめたといふことは、こんなことは許されませうか。それから北海道庁が家畜の貸し付け制度をいま一体とられておるのかどうか御存じですか。

○政府委員(増垣徳太郎君) 御質問の趣旨は私どもわからぬわけではございませんが、多少法律論的にこまかく申し上げますと、国の所有する家畜の貸し付けは実は年々の予算措置としては、県有貸し付け牛制度に切りかへまして以来やっておらないのでございまして、国の貸し付け牛制度は、国が取得いたしました家畜を貸し付けをいたしまして、そこから生まれましていく雌牛の返還を受けて、さらに貸し付けをしていくといふことで回転をいたす制度になつてゐるわけでございます。そういう意味では、現在も回転中の固有の牛を貸し付けをいたしてゐるわけでございます。でございまして、八条はそういう意味では、積極的な意味ではございせんが、国の所有する家畜の貸し付けといふものが続いております限り矛盾をすることはない、むしろ存置をすべきではないだろうかといふ気がするのでございませう。それで北海道庁は毎年特殊地帯に対する国の助成を受けて家畜の貸し付けをいたしております。

○川村清一君 そうしますと、現在はその制度の運用はしておらない、しかし、過去において貸し付けた牛があるの、それだけの、いわゆる子供を回しておる、だから国の所有する家畜の貸し付けはやはりやつてゐるんだ、だからこの法律を削除する必要はない、こういうふうな御答弁です。それから、北海道に対しては現在もこの貸し付け

牛をやっている、こういうふうな御説明でござい
ます、この点もよくひとつ調べていただきたい、
私はこの間までは北海道議会の議員をやってお
たもので、北海道の事情をよく知ってお
りますから、それは北海道も持つておる子返
しの牛はあります、国と同じように子供を回し
ているかもしれないけれども、この点をよくひ
とつ調べていただきたい。子返しの子供をどの程
度にどう回しているのか、一体固有の貸し付け牛
が何頭あって、実際に回っている牛がどのくらいあ
るのか、これをひとつ道府県別に資料として後ほ
ど御提出願いたいと思います。

○政府委員(橋垣徳太郎君) 現在、固有の牛の貸
し付けが子返しの範囲内でどう動くかというこ
とは、手元の資料にも明確でございませぬので、後
日資料として提出をいたします。都道府県固有の貸
し付け牛制度になりましたら、たとえば昨年の
の、四十一年に北海道に対して乳牛千二百頭、肉牛八
百頭、合計二千頭の貸し付けについて国の助成を
いたしておりました、これは実行いたしておりま
す。

○川村清一君 さらにお尋ねいたしますが、この
点につきましては、農地局長、畜産局長から明確
にお答えを願いたいわけですが、北海道
のいわゆる畑作農家で、この法適用の対象になる
資格を持つ農家、これが営農改善計画を立てるわ
けであります。そしてこの法によつて限度額二百
五十万まで借りる、こういう計画です。それから
土地については、先ほど営農類型で出ておりました
ように、まあ二十二町歩までいくならば、かり
に十町歩の土地を取得しなければならぬ。そこ
で十町歩の土地を取得する資金を借り受けなけれ
ばならない。牛については現在六頭か七頭しかい
ない、これを先ほどの頭数まで引き上げるた
めには、なお相当数の牛を入れなければならぬ
ので、やはりその資金がぜひ必要である。それか
ら、現在負債が、かりに五十万なら五十万ある。
これをぜひ返さなければこの営農計画は成り立た
ない、こういうふうな条件を総合的にして、

こういう改善計画を立てた場合において、農地取
得資金はその必要額の金を必ず借りることができ
るとか、それから乳牛あるいは肉牛の畜産の導入
資金、経営拡大資金、これをその必要額だけ借り
ることができるとか、自創資金も同じであります
が、こういうようなことがはつきり約束できるの
かどうか。いまの、大臣あるいは農政局長、農地局
長、あるいは畜産局長の御答弁というものは、議
事録に出て流されていくわけでありまして、農
民はこれはほんとうにいいことだといつて喜ぶに
違いないのです。ところが、実際にこの運用の時
点に立ったときに、全部打ち切られる、あるいは
そんな計画は認定されないというふうなことになる
れば、農民にとってはまさにぬか喜びということに
なるわけですが、そういう点は心配ないのか、
安心して農民はそういう計画を立てていいのかど
うか、この点をぜひはつきりしていただきたいと
思います。

○政府委員(大和田啓吉君) 公庫から貸し出しま
す農地の取得資金の限度額は現在八十万円であ
ります。したがって、非常に大規模の農地の面
積を取得資金によつて一ぺんに買取りというふう
にはまいりません。私も現在国会に提案いたして
おります農地管理事業団法が成立いたしますと
は、農地管理事業団による融資の条件は、限度は
置いておりませんけれども、現在公庫が貸し出し
ますところの土地取得資金については八十万円と
いう限度がございまして、それ以上一ぺんに借
りというわけにはまいらない状態であります。

○政府委員(橋垣徳太郎君) 畜産経営拡大資金に
つきましては、貸し付け限度額は、畜産経営のため
の経営施設を含めまして、乳用牛について二百五
十万円、肉牛について二百万円というところに相
なっております。そのうち施設資金はマル寒資金から
出るわけがございまして、畜産導入部分につ
いては、この畜産経営拡大資金から資金供給をする
ということがございまして。

多少お答え以上のことにわたるかもしれない
が、従来の制度では、六頭未満の牛を持つておる

ものが六頭以上の経営に達するための資金を必要
とする場合に経営拡大資金を貸し付けるのである
というところに相なっておりますが、マル寒資金
との調整の上では、現に六頭以上の牛を持つてお
りまして、さらに経営を拡大する必要があるとい
う場合がございまして、現在大蔵省等と従来
の方針を再検討する必要があるとして、一定限
度の家畜の頭数以下のものが、その頭数までふや
そうとする計画を持つ場合には導入資金を貸し付
けるというところを改めることにしたいと考
えております。そういうことになりましたら、お話
に出ました、家畜の導入のための計画が営農改善
計画の二環として計画されます限り、ただいま申
し上げました金額の範囲内で貸し付けることに支
障がございませぬし、そういう意味では安心をし
て計画されて差しつかえないというふうに考
えております。

○川村清一君 この土地取得資金も限度額八十万
円までは、これはマル寒資金の目的を達成するた
めに貸し付けることができる、それから畜産の拡
大資金もマル寒の目的を達成するために貸し付け
することができると。そこで、マル寒の目的は何か、
所得目標八十万、所得目標八十万を達成するため
の営農計画の中におきまして土地取得八十万円以
下の金額、それから畜産拡大資金二百五十万円以下
の金額であれば、当然その計画の中に入れて、そ
うして借り受けすることができると、こういうふう
に解釈して差しつかえがございませぬ。

○政府委員(大和田啓吉君) 取得資金八十万円以
内ならば計画に従つて貸し出すことは当然できる
わけがございまして。

○政府委員(橋垣徳太郎君) 御質問のとおりで
ございまして。

○川村清一君 そこで、私はそこまでのいろいろな
御配慮を払っていただけるならば、もう一歩進めて、
ひとつこの施策を進めていただきたいと思う。そ
の内容はいろいろのことかと申しますと、この法律
の運用の面なんです、法律の改正は、御提出に
なつておるうちに、二カ年延長すること、あと

五年を六年に、二十年を二十五年にするだけなん
です。運用の面のほうが大事なんです。ですから、
きょうの論議は運用面に集中して議論をしてきて
おります。そこで私の主張することは、この通達
の中にある貸し付けの対象事業の範囲、この貸し
付け対象事業の範囲というものは、これは先ほど
もいろいろ御説明もあつたように、現在のところ
は土地改良なんです。農地または牧野の改良また
は造成、これが一つ、もう一つは、主務大臣の指
定する農業用の施設なんです。この施設に
いままでの改正の中ではだんだん種類をふやして
きた。今回も十二品目か何かふやすというこ
とでございまして、いまの最も大事なこの土地取得資
金、土地取得の事業、それから畜産拡大の事業、
いわゆる乳牛の導入事業です。この二つの事業を
この貸し付け対象事業の範囲の中に入れて、そ
うして文字どおり、これをセツトとして貸し付け
る方法を講ずることができないのかどうか。いまお
考えになつておられることは、これはマル寒資金
として二百五十万まで貸し付ける。あと土地取得
資金、乳牛の畜産拡大資金、こういうものは別
クではあるけれども、計画の中に一本に入れて貸
し付ける、こういうことだ。

そこでですね。なぜ私がそういうことを言いか
うと、その資金の返済の場合を考えると、それ
です。そうしますと、マル寒資金の返済と、それ
から土地取得資金の返済、それから畜産拡大資金
の返済、やはり別々にこれを返済していかなければ
ならない。一括して計画に乗り、借りてはおりま
すけれども、それぞれ別の資金でやる制度でござ
いますから、これを払うについては別々に払って
いかなければならない。これがもしももう一歩進
んで、この対象事業の中にこれを入れてもらえ
ば、いわゆるこれを全部、三つを合わせた負債
を、負債の中で償還計画を立てて、そうしてこれ
を一本で払っていくことができるのではない、か
これは農家にとりましては非常に便宜な方法では
ないかと思つておりますが、この点につ
いて、ひとつお考え、御検討をいただけないだらう

か、この点をひとつお伺いしたいと思つわけです。こつやたら何か不都合な点があるのかどうか、その点もあわせてお答えいただきたい。

○政府委員(和田正明君) 先ほど来それぞれ政府委員からお話を申し上げておりますように、経営計画の中では、土地取得の中では、土地取得の計画にせよ、あるいは乳牛の導入の計画にせよ、一本で経営計画を立て、また土地取得資金、あるいは家畜導入資金も同一の借入れ申し込み書で、一本の借受けができるようにいたしたわけでございますが、先生御説のように、さらに進めて、みな一緒にしたらどうかというお話でございますが、現在公庫の融資制度そのものが、いろいろ議論をすれば利害得失もございまして、セツト融資で貸しますもの、あるいはメニエー方式のもの、それぞれ農家の立場を考へて併用いたしております関係もございまして、現段階におきましては、マル寒資金については、冒頭の補足説明で申し上げたように処理をいたしますが、土地取得資金、家畜導入資金につきましては、土地取得資金等については、一本化をはかりまして簡素化をはかつてまいりますけれども、据え置き期間や償還条件等の関係で全部一本にしてしまふということ、は、現状では困難であらうというふうに考へております。

○川村清一君 私の質問の割り当ての時間がもう切れるようですから、これ以上議論する時間がございますませんが、この問題は非常に議論があると思つております。ただいまの局長のお話も一理はあるのです。しかしながら、そうかと申して、それじゃ公庫資金は、牛なら牛の導入資金は一体一本かというところでもないと思つております。これは構造改善事業の中にもあるし、またその他のほうにもあるのではないかと申すわけですから、それからこの点はまたいずれ機会をみて議論したいと思つておりますが、ぜひひとつ御検討をいただきたいと思つております。

最後に、一番大事なことを言わなければならぬのですが、それは金利の問題です。で、本日質問

の冒頭に申し上げましたように、三十四年本法が制定当時は確かにこれは有利な金融制度であり、農民は喜んでおつた、非常に魅力を持っておつたと思つておつた。その後のいろいろな制度金融が出てまいりまして、このいたいた表を見ても、このマル寒資金の金融が特段有利だとは何もないわけですから、この金融も、これは金利は似たり寄つたり、これがマル寒におきましては、土地改良資金につきましてもこれは五分ですか、それから小団地三分五厘、それから大臣の指定施設は五分五厘、しかしながら、経営構造改善資金のほうになりますと、これは非補助事業等におきましては三分五厘、こういふような安い金利がたくさんあるわけなんです。さらにいづれこの委員会においても問題にならうと思つておるものが、農地管理事業団において計画されておるものにつきましても土地の取得資金につきましてもこれは三分、返済期限三十年、三分三十年という低利長期の資金を考へていらつしやる。ところが、このマル寒資金創設の趣旨というものを考へてみるならば、当然いまま管理事業団が考へておるような、そういう金利のところにもつてきて決してこれは間違ひでないと思つておるのです。本法制定の趣旨から言つてです、この金利をもつと引き下げるような措置をなされるお考へがないかどうか。この点をひとつお答え願ひたい。

○政府委員(和田正明君) まあこういう金融の金利は安ければ安いほどいいということもあらうかと思つておるけれども、現在農地管理事業団の中でも成長部門だといふふうにいわれておる果樹なり、あるいは畜産なりの貸し付け資金が、五分五厘でございまして、そういう意味ではこの法律の趣旨から考へまして現行五分五厘というマル寒の貸し付け資金が特に他との比較で均衡を失つておるというふうには考へておらないわけでございます。ただ午前中の御質疑の中にもいろいろございまして、四十一年度と四十二年度とに北海道の畑作の今後の重点事項をどうもつていくかというやうなことに十分調査研究を進めるわけ

でございますが、そういうような調査の結果等も待ちまして事態に合うやうに今後考慮はしてまいりたいというふうに考へております。

○川村清一君 他の制度金融、公庫金融の金利と均衡を失つておるとは思つないというふうなただいまの局長の御答弁、均衡を失つていないから、いわゆる均衡しているからこの法に対する魅力がなくなつたのだというところを私が申し上げておるわけですから、したがって、昭和三十四年、本法制定当時、立ち返つて、ほんとうに農林省の皆さんが、この自然条件のきびしい北海道において営々とこの自然農業にこそしんでおる農民の営農を安定させる、自立農家にまで育成していくのだというお考へでありまして、少なくとも農地管理事業団がやろうとしておるそういう金利まで引き下げておるわけでもないではないか、また当然そうすべきではないか、私は北海道だけのことを言つておるようではなはだあれでありますけれども、一般にこれはもう農業保護に關する金融、金利といふものは、もつともつと引き下げていかなければならない。長期低利の金融制度や金利体系にもつていくということが日本の農業を育成するこれは最大の問題ではないかと思つておるわけでありまして、諸外国はみんなそれをやつておる。それをほかの金融体系がこれらだからなんといふことは、はなはだもつてこれは日本の農業を進展させる、確立させる、農民の所得を向上させて生活を安定させる、そのための行政を施行する責任官庁である農林省の皆さん方として、はなはだこれはいただけない考へでないかと私は思つておるわけでありまして、ぜひその点で考へていただきたがい、それから午前中に大臣も言つておりました、ぜひひとつこの問題を解決するための抜本的な対策を打ち立てるための対策室といふものを農林省内に設けて、そしてこの目的に向かつて強力な行政を進めていただきたいと思つておるわけでありまして、これについて政務次官

のひとつ決意を、責任ある決意を御披露願ひたいと思つております。

○政府委員(後藤藤隆君) ただいまお話がありましたが、生産性の低いところの農業に対する金融につきましても、他の生産性の高いものに対するものと比較いたしまして金利が安くなければいけないといふことは、私は当然だと思つておる。私もその方向に向かつて努力をいたしておりますが、なお、それにつきましても、先ほどからいろいろ話もあつたのでありますが、現在のところでも土地取得資金のごときは三分五厘でありまして、そしてこれはわが国に全般的にさういふやうな土地取得については安くしてあります。それから農地管理事業団はどうか、それは、それと関係ありますが、ただいまお話しのとおり、なるべく金利が下がるやうなふうに、やはり十分に検討してまいりたいと思つておる。そして御期待に沿うやうに努力をいたしたいと思つておる。

○川村清一君 対策室……

○政府委員(後藤藤隆君) 対策室は農政局内に置きます。さうしてやつていきたいと思つております。

○川村清一君 質問を終わります。

○高橋雄之助君 この法律が昭和三十四年に施行されましたことは、先刻川村委員からいろいろ発言があり、政府当局からもその経過についていろいろ御答弁がございまして、いまさら重ねて申し上げる必要はないのでございまして、何と申しましたも、北海道の昭和二十八年、九年、昭和三十一年のあの凶作に対処いたしまして寒冷地営農改善を徹底して行ないまして、北海道の農業の安定、畑作農業の安定をはからうといふことの考へに立つて、あのやうな非常に長い期間をかけて運動もいたし、さらには農林省内部において特に対策室を設けてこの法律ができたわけでございます。北海道の畑作農業にとつて最大、唯一のものであるといふ、大きな期待をもつて、この実現を切望しておつたわけでございます。非常にあの法律

ができましたときには、北海道の農民はこぞつてこれをひとつ機会に北海道のいわゆる畑作農業の安定を期しよう、こういう情熱を傾けておったわけでございます。ところが、いよいよこの法律が施行されて実施に入りまして、先ほどからいろいろお説があったのでございますが、諸般の手續上の問題が非常に複雑でございます、なかなか審査を受ける段階までの手運びが非常に困難な事情もございまして、私も当時農業団体の一員としていろいろいわゆる法の運用についての簡素化を強く要望してまいりましたわけでございます。したがって、当初大きな期待をかけて出発したのでございますけれども、一、二年やってみましたが、なかなかそれが完全な軌道に乗っていかない、こういうことでいささか期待をいたしておりました上からも失望したという感じも実は持ったわけでございます、そういうような中で、昭和三十六年に一部その手續上の簡素化等についても御配慮をいただきました、まずまずということでもこれに取り組んでまいりましたわけでございます、自來その数も非常にふえてまいっておりますことは数字をもって示されておるわけでございます、その簡素化によって多少上昇してまいりましたわけでございます。しかしながら、先刻からいろいろ質疑の中にありましたように、昭和三十一年に北海道有史以来の大凶作に遭遇いたしました非常な被害をこうむったわけでございます、農業被害が五百七十三億、しかもこれに対処していろいろ政府のほうに強く要請いたしました、国会のほうでもこれを重視していただきました、いわゆる災害資金を百十二億、さらに自創資金を五十五億その他関連する資金をいろいろと御配慮いただきました、三百億以上の資金をもって、さらにまた、系統農協が約七、八百億余の自己資金をもつてこれが対策に当たったわけでございます、自來今日に至つておるのでございますが、さらに北海道の農業が先ほど申しましたとおり、昭和二十八年、三年続凶作に遭遇いたしました、非常に負債をしょつたわけでございます。それに伴い

まして、道を中心として負債整理運動が展開されました、先ほどからいろいろお説がありましたとおり、国からもかなりのこの負債整理に伴う制度資金等も御配慮いただいたわけでありまして、ようやく負債整理のめどをつけつつある中で、いま申しましたような大凶作に遭遇いたしましたのでございまして、農家の負債がさらに大きくなるというやうな状態になった次第でございます。そういうやうなわけでございます、私も大きな期待をかけてマル寒資金によるいわゆる安定した農業を行なうための情熱を傾けて進んでまいりましたわけでございますが、いま申しましたとおり、昭和三十一年の大凶作に遭遇いたしました、単なるマル寒資金に頼つておるのみでは、いわゆるこの畑作農業の完全なる安定対策、いわゆる恒久対策が確立しないという結果に相なつてまいりましたわけでございます、そこで、昨年の七月に北海道知事も国に對し、あるいはまた、国会に對しまして、北海道のいわゆる冷害恒久対策に関するところの要望書が提出されたのでございまして、先刻それについてもいろいろ質疑があったわけでございますが、その中には五つの項目があるわけでございます、これについては大臣も承知しております、個々に対処すると申されておったわけでございますが、この五つの項目は、いわゆる恒久対策の総合的な一貫したものでございまして、これがいろいろと欠けてまいります、いわゆる恒久対策の完全な確立というものが困難でございます。したがって、川村委員も先ほどから五項目についての強い発言があったと承知しておるわけでございますが、私も、私も同様なことを強く要望するわけでございます、私はいま申しましたとおり、マル寒資金がいわゆる三十九年に、先ほど申しました諸般の事情等もございまして、なかなかこれが順調に進まない。したがって、二カ年の期限延長が行なわれ、四十一年の三月でこの法律が切れる。その前に、私は先ほど申しました道の要望されたことは、単に道ばかりでなく、農業団体、農民こそつてのあの要望でございます、あの要望をつく

るまでの一つの段階があるわけでございます、いろいろな農民代表あるいは団体あるいはその他学識経験者、それぞれが集まりまして、北海道が再び災害からのがれるためのいわゆる恒久対策をいかにするかという問題を取り上げて取りまとめたいものでございます。そういうやうなことでございまして、私はそのことを一日も早く取り上げていただいて、そのことをひとついわゆる実施に移してもらいたい、こういうやうなことを切望しておった一人でございます。したがって、昨年の道からの要望と同時に、農林大臣、農政局長、農地局長その他の方々にいろいろと、官房長にもお願いしておつたのでございまして、ようやくまあそれをひとつ取り上げてみようというやうな気持ちになつていただいたのでございまして、われわれは意を強めておつたわけでございます、しかしながら、そのことが今日の段階ではなかなか容易でないという問題もございしますので、これは今後対策室を設けて、鋭意それに見合つて成案を求めよう、こういうことでございまして、これに對しては一日も早く成案ができることを期待してやまないでございまして、内容についてもいろいろございしますが、そういう点についてこの期間の延長を認め、また、内容の一部改正等をわれわれは認めるわけでございます。その間にいま申しましたとおり作業を鋭意ひとつ進めてもらいたい、こういうことを強く要望するものでございまして、しかし、この期間が二カ年延長をいたしました、内容も一部改正し、いわゆる貸し付け限度の問題あるいはいわゆる返済期日の問題等々があるわけでございますが、二カ年のこの法律が延びているから、その間に九州を含めて対策室で成案をまとめればよろしいということについては、私も強くこれは意見があるわけでございます。と申しますのは、二カ年といふと、ちょうど昭和四十一年の年にならなければ、われわれの強く、あすにでもその実現をしてもらいたいという切望が三カ年か四カ年後でなければ、北海道農業が

このやうでなければならぬということになるというところは、今日のいわゆる進んでおる農業の事情、あるいはまた経営の内容等についても、一日も早くその緒につかなければ、その成果はおさめる日が非常に将来において長くなる、こういう問題等もございしますので、私も強くお願いしたいことは、北海道は前に、マル寒資金の場合においても、北海道の事情については相当突っ込んだ調査を進められておる。その後北海道の農業の進み方についても、おおよそ農林省は知つておるはずでございます、また道庁もその点についてはかなり詳細な資料をすでに持つておるはずでございますから、私は少なくとも四十一年中に成案をまとめ、四十二年にそれが実施されるというやうな状態にしてみたい。もちろん南九州もそのことは切なる願ひでございます、あわせてこれはぜひやつていただくことを要望しますが、北海道の場合、そういう資料はそろそろつかうけない、かように考えるわけでございます、少なくとも四十一年で成案をまとめるといふことの熱意をひとつ持つてもらえるかどうか、この点について農政局長にその考え方を尋ねたいと思ひます。

○政府委員(和田正明君) 四十一年度調査費を計上いたしました、なお引き続き明年四十二年度にも同程度の調査費の計上を予定をいたしてありますが、午前中にもお答えを申し上げましたように、三十一年、二年に相当基本的調査ができていますので、その調査以後の経済事情の変化なり、あるいはこのマル寒の法律によります融資の行政効果なりをなお詳細調べまして、今後さらに重点的にどういふ施策を進めていくことが三十二年当時の調査の方向を一そう有効に進めるものであるかということについて、農政局の中に調査対策室を置きまして調査をいたす方針でございますが、もとより、調査の結果を集計し、それを取りまとめるためにじんぜん日を延ばすつもりは毛頭ございませんで、極力この二年間の延長の間に空白を置かないやうに、次の対策が打てるやうに積極的に

努力をいたしてまいりたいというふうに思っております。

○高橋雄之助君 いま、二年の間、必ずしも、四十一年に必ずこの調査が終わって、四十二年からいよいよこれを北海道のいわゆる要望あるいはそれに伴う政府の考え方を取りまとめを進めるという的確な答弁をいただかなかつたわけでございますが、私もはどうしてもやはり四十一年度に行つてもらいたい。さらにまた、農林省の農政局の中に政策室を設けるという先ほどのお説でございますが、これについては、先ほど申しましたとおり、北海道庁もかなり東京に人を用意しておるわけでございますし、あるいはまた本庁といたしましては、これらについてもいろいろこれを担当している職員も多数いるはずでございますが、これについて単に農林省だけでそれを進めるお考えでございますでしょうか、あるいはまた道庁のそのほかのいわゆる経験の深い、あるいはまた内容についても直ちに作業に入れる、そういう職員のひとつ応援を得て、政策室の機能を能率的に發揮するということをお考えがございましょうか、その点ひとつ伺いしたい。

○政府委員(和田正明君) 高橋先生おっしゃいますように、道庁からも人を派遣して協力をしたいという申し入れがございましたし、同時に宮崎県、鹿児島県からも同趣旨のお申し出がございまして、それらの県の繰達の士の応援も得まして、先ほど申しましたようにせつかく努力をいたすというふうに考えております。

○高橋雄之助君 なお今後いろいろと政策室でそれぞれ各面にわたりました調査が進められましようし、また、せつかく鋭意今後も北海道の農業、畑作農業がほんとうに安定し、ほんとうに鋭意農民が営々と農業に努力するという体制を確立する。それは単に——まあこういうことを申し上げてあれでございませうけれども、やれやれと、いろいろな案が立ちますけれども、それが途中でいろいろと変わつてしまつて、当初のいろいろな

熱意が非常に途中から熱意の欠けた形になつてしまふ。こういうことが往々にあるわけでございまして、そういうことがないように今後さらに調査事項の中でお考えを願います。また、将来の本道の農業の占める、北海道の位置づけというものが非常に大きいものであることは、私が申し上げるまでもなく農林省自体も重々それを承知しておると思ひます。米にいたしましても、あるいは畜産にいたしましても、あるいはまた果樹その他にいたしましても、北海道の占める位置というものはまことに重かつた大なるものがあろうと思ひます。意を用いて、政策室でいろいろ案を練つていただきたい、かように考えますし、それから先ほど川村委員からちよつとお話がありました、やはりいまの農業はかなりの投資しなければなりませんし、北海道の経営規模というものは、これは府県と違ひまた大きな面がございまして、いやはや完全な恒久的な営農形態というものが確立しないという現状でございまして、それにはやはり最も長期な、そして低利ないわゆる資金融通を考へてやる。そして、これは農林大臣もいわれるし、しばしば言つておられることでもございしますが、ほんとうに情熱を傾けて農業に誠心努力するという者を一人でも多くやはり育成するという前には、そういう諸条件をやはりたくわえてやつて、そしてそれに大いに努力させるということがなければ、単なるもののお考え、一時的なもののお考えでは、これはすべて失敗してしまふ、かように考えますので、そういう意味で、やはり今度の一部改正の中で、百万を二百五十万にし、あるいは農地その他問題については別ワクのものをお考へていく、あるいはまた、今日までマル寒資金によつて進めておられますけれども、どうしても資金が足りないという者に対しては、さらにそれに加えて貸し付け、融資をすることも考へてやろう、こういうことでございしますが、さらにもう一歩進んだもののお考え方に立つてもらはないと、せつかく力を入れな

ら、結果がまずい、そして批判を受ける、こういうことは農林省としては再び私はとつていただきたくない、こういうことを特に要望するわけでございしますが、そういうことについての考え方をちよつとお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(和田正明君) 三十一年の冷害のあとで、その調査の結果に基づきまして、現行のマル寒法等を制定して冷害対策を進めてまいりましたわけでございますが、先ほど来高橋先生いろいろおっしゃつておられますように、その後の状況の変化なり寒冷地対策としての根本的な五項目の御要望が北海道から出ておることも十分承知をいたしておりますので、過去におきます基本的調査との関連の中で四十一年、四十二年の調査を進めまして、いたずらにたゞ現在の制度にこだわるだけではなしに、今後基本的に重点を置きますべき政策の方向を見出しまして、できるだけよいものとして、そして具体化をするように積極的な努力をいたしてまいりたいと思ひます。

○宮崎正義君 いま川村委員あるいは高橋委員のする質問がございまして分と重複する点があると思ひますが、よろしく御承願したいと思います。まず最初に、この臨時措置法が三十四年これが認定を受けまして発足して、それから三十九年までやつて、三十九年でもまた改定して、今回またその改定を行なうとしておられるわけですが、この三回にわたつて改正していきつていくのは、現地の実態をつかんでいないからじゃないかとこのように思ふわけなんです、この際、こういうふうな段階を経て今後も私はやつていくんじゃないかと、これを心配するわけですが、この点についてまずお伺いをいたしたいと思ひます。

○政府委員(和田正明君) 法律の改正を御審議をいただきましたのは、昭和三十一年の二年延長と今回と二回になるわけでございまして。午前中の御質疑に対していろいろお答えを申し上げてまいりましたとおりでございますが、この制度ができました以後、構造改善の資金でございすとか、あ

るいは家畜の導入資金でございすとか、近代化資金でございすとか、まあいろいろな制度ができました関係もありまして、当初予定をいたしました二万八千戸が、必ずしもこの制度のみにたよるといふことではなく、他の制度によつて実際にはうまう農業の経営の振興の目的を果した農家も相当数あるわけでございす、三十九年度の際には、なお約五千戸ほどの農家が借り受けを希望しておるという北海道の調査をもとにいたしまして、二年の延長の措置をとつたのでございすけれども、ちよつと三十九年が御承知のように北海道の大冷害でございすために、予想したとおりの事業の進捗を見ず、また四十年にございすしては、その後の内容の改正等についての道庁の要望等もありまして、実際には積極的な経営計画作成の指導を手控えておつたというふうな事情もありまして、当初の予定どおりの数字が進まなかつたわけでございす。昨年の秋の道庁の調査で、なお三千戸の借り入れ希望者が残つておるというところでございすので、とりあえず二年間延長いたしますとともに、その機会に制度の内容を法律面でもまた運用面でも改正をしてよりよきものにしてまいらるわけでございす、その二年間に同時並行的に、北海道の寒冷地畑作の振興対策につきましても調査費を計上をいたしまして、この二年間の延長とあわせて調査を行ない、四十二年間に完了をいたしまして、それ以後の対策につきましても、それらの調査の結果を待ちまして、今後打つべき重点的な施策を見出し出してまいりたいというふうに考へておられます、ただ、このまま三度にわたつて延長だけを済ますというふうには考へておられないわけでございます。

○宮崎正義君 先ほどお話をあつたやうですが、この調査の関係で、四十一年度の一般会計ですが、それに調査費を計上したということなんです、これなんかも私は手ぬるい行き方だと思ふのですが、もっと早く調査することはもちろんであります、そのために道庁もあることなんだし、高橋委員も先ほど言つておられましたけれども、そ

るいは家畜の導入資金でございすとか、近代化資金でございすとか、まあいろいろな制度ができました関係もありまして、当初予定をいたしました二万八千戸が、必ずしもこの制度のみにたよるといふことではなく、他の制度によつて実際にはうまう農業の経営の振興の目的を果した農家も相当数あるわけでございす、三十九年度の際には、なお約五千戸ほどの農家が借り受けを希望しておるという北海道の調査をもとにいたしまして、二年の延長の措置をとつたのでございすけれども、ちよつと三十九年が御承知のように北海道の大冷害でございすために、予想したとおりの事業の進捗を見ず、また四十年にございすしては、その後の内容の改正等についての道庁の要望等もありまして、実際には積極的な経営計画作成の指導を手控えておつたというふうな事情もありまして、当初の予定どおりの数字が進まなかつたわけでございす。昨年の秋の道庁の調査で、なお三千戸の借り入れ希望者が残つておるというところでございすので、とりあえず二年間延長いたしますとともに、その機会に制度の内容を法律面でもまた運用面でも改正をしてよりよきものにしてまいらるわけでございす、その二年間に同時並行的に、北海道の寒冷地畑作の振興対策につきましても調査費を計上をいたしまして、この二年間の延長とあわせて調査を行ない、四十二年間に完了をいたしまして、それ以後の対策につきましても、それらの調査の結果を待ちまして、今後打つべき重点的な施策を見出し出してまいりたいというふうに考へておられます、ただ、このまま三度にわたつて延長だけを済ますというふうには考へておられないわけでございます。

るいは家畜の導入資金でございすとか、近代化資金でございすとか、まあいろいろな制度ができました関係もありまして、当初予定をいたしました二万八千戸が、必ずしもこの制度のみにたよるといふことではなく、他の制度によつて実際にはうまう農業の経営の振興の目的を果した農家も相当数あるわけでございす、三十九年度の際には、なお約五千戸ほどの農家が借り受けを希望しておるという北海道の調査をもとにいたしまして、二年の延長の措置をとつたのでございすけれども、ちよつと三十九年が御承知のように北海道の大冷害でございすために、予想したとおりの事業の進捗を見ず、また四十年にございすしては、その後の内容の改正等についての道庁の要望等もありまして、実際には積極的な経営計画作成の指導を手控えておつたというふうな事情もありまして、当初の予定どおりの数字が進まなかつたわけでございす。昨年の秋の道庁の調査で、なお三千戸の借り入れ希望者が残つておるというところでございすので、とりあえず二年間延長いたしますとともに、その機会に制度の内容を法律面でもまた運用面でも改正をしてよりよきものにしてまいらるわけでございす、その二年間に同時並行的に、北海道の寒冷地畑作の振興対策につきましても調査費を計上をいたしまして、この二年間の延長とあわせて調査を行ない、四十二年間に完了をいたしまして、それ以後の対策につきましても、それらの調査の結果を待ちまして、今後打つべき重点的な施策を見出し出してまいりたいというふうに考へておられます、ただ、このまま三度にわたつて延長だけを済ますというふうには考へておられないわけでございます。

るいは家畜の導入資金でございすとか、近代化資金でございすとか、まあいろいろな制度ができました関係もありまして、当初予定をいたしました二万八千戸が、必ずしもこの制度のみにたよるといふことではなく、他の制度によつて実際にはうまう農業の経営の振興の目的を果した農家も相当数あるわけでございす、三十九年度の際には、なお約五千戸ほどの農家が借り受けを希望しておるという北海道の調査をもとにいたしまして、二年の延長の措置をとつたのでございすけれども、ちよつと三十九年が御承知のように北海道の大冷害でございすために、予想したとおりの事業の進捗を見ず、また四十年にございすしては、その後の内容の改正等についての道庁の要望等もありまして、実際には積極的な経営計画作成の指導を手控えておつたというふうな事情もありまして、当初の予定どおりの数字が進まなかつたわけでございす。昨年の秋の道庁の調査で、なお三千戸の借り入れ希望者が残つておるというところでございすので、とりあえず二年間延長いたしますとともに、その機会に制度の内容を法律面でもまた運用面でも改正をしてよりよきものにしてまいらるわけでございす、その二年間に同時並行的に、北海道の寒冷地畑作の振興対策につきましても調査費を計上をいたしまして、この二年間の延長とあわせて調査を行ない、四十二年間に完了をいたしまして、それ以後の対策につきましても、それらの調査の結果を待ちまして、今後打つべき重点的な施策を見出し出してまいりたいというふうに考へておられます、ただ、このまま三度にわたつて延長だけを済ますというふうには考へておられないわけでございます。

るいは家畜の導入資金でございすとか、近代化資金でございすとか、まあいろいろな制度ができました関係もありまして、当初予定をいたしました二万八千戸が、必ずしもこの制度のみにたよるといふことではなく、他の制度によつて実際にはうまう農業の経営の振興の目的を果した農家も相当数あるわけでございす、三十九年度の際には、なお約五千戸ほどの農家が借り受けを希望しておるという北海道の調査をもとにいたしまして、二年の延長の措置をとつたのでございすけれども、ちよつと三十九年が御承知のように北海道の大冷害でございすために、予想したとおりの事業の進捗を見ず、また四十年にございすしては、その後の内容の改正等についての道庁の要望等もありまして、実際には積極的な経営計画作成の指導を手控えておつたというふうな事情もありまして、当初の予定どおりの数字が進まなかつたわけでございす。昨年の秋の道庁の調査で、なお三千戸の借り入れ希望者が残つておるというところでございすので、とりあえず二年間延長いたしますとともに、その機会に制度の内容を法律面でもまた運用面でも改正をしてよりよきものにしてまいらるわけでございす、その二年間に同時並行的に、北海道の寒冷地畑作の振興対策につきましても調査費を計上をいたしまして、この二年間の延長とあわせて調査を行ない、四十二年間に完了をいたしまして、それ以後の対策につきましても、それらの調査の結果を待ちまして、今後打つべき重点的な施策を見出し出してまいりたいというふうに考へておられます、ただ、このまま三度にわたつて延長だけを済ますというふうには考へておられないわけでございます。

ないというふうに聞いているわけですが、この点はどうなんでしょう。

○説明員(加賀山国雄君) これも技術会議のほうの所管の予算でございすけれども、私の存じしております範囲で申し上げますが、都道府県の試験研究に対する助成というものは包括助成というふうになっておりまして、その中で各都道府県の試験研究機関に必要なテーマにつきまして助成をいたすような仕組みになっております。それでございすから、北海道につきましても、今度北海道の試験場はたしか全部で九つ試験場ができたと思ひますが、九つの試験場に対して、その年度年度で必要な試験研究テーマに関連をいたしまして、必要な実験費並びに施設費を助成をする、そういうふうな仕組みになっていすと思ひます。

○宮崎正義君 北海道は九つですか。私の記憶では宗谷と十勝、十勝は昭和三十六年ころ……。

○説明員(加賀山国雄君) それは畑作でございすか。先生のおっしゃいますのは、畑作の試験研究場でございます。

○宮崎正義君 畑作。話が全然違ふ。

○説明員(加賀山国雄君) 全部で道の試験場というのには九つになったと、そういうことを申し上げたわけでございます。

○宮崎正義君 わかりました。

いま北海道の——先ほどちょっとお話が出たと思ひますが、一戸当たりの借財の金額というものが三十六万七千円、これが北海道の農家戸数に割った借財の実態だというふうに私は調べているわけですが、現在金を借りて負債があつて、払えない農家というものは、じゃあどのくらいあるかということをお調べしてみたいんですが、延滞しているのが約六万、五万九千六百八十三戸ある、こう言われておりますが、この一戸当たりの負債をしていすような北海道の農家の実態といひますか、そういう実情にある農家の人たちが、かてて加えて、この冷害に、また昨年、四十年においでは一部であります、冷害を受けているといふところもあるんですが、こういう実情に照らして、

この措置法が、暫定的なものより恒久的なものに変えていかねければ、この農家の人々を救済するといふことはできないと思ひますが、この点についてどういふふうに手を差し伸べられていくか、伺つておきます。

○政府委員(和田正明君) 北海道の農家の負債の実情でございす、三十九年度末の調査によりますと、内地都道府県の一戸当たりが十一万九千円に對しまして、北海道は五十四万二千円という数字に相なつております。ただ、この借り入れ金のうち、北海道の場合は非常に長期借り入れの占めるウェイトが高つてございまして、同じ三十九年度末で、内地でございす長期借り入れが四五％ですが、北海道の場合には五七％が長期借り入れ資金になっておるわけでございます。このことは、要するに北海道の農業経営が、内地の農業経営に比べて、経営面積やら、家畜の頭数やらも非常に多いために、主としてそういう投下資本と申しますか、設備の上で、内地に比較のできないようないろいろな設備を必要といたします結果、こういうふうな長期借り入れが多いと考えられます。また、一戸当たりの財産の内容等を調べてみても、やはり内地とは比較にならない多額のいろいろな農業資産を所有しておりますわけでございます。最近の借り入れ金の増加の傾向等を調べてみますと、特に三十九年度には例の大冷害がございまして、やや変動でございすけれども、三十五年からのずっと年度の平均の伸び率等を見てまいりまして、借り入れ金の増加の割合は、内地よりもむしろ北海道のほうがやや低い目でございます。現状においては、これらの平均的数字だけを見ます限りにおいては、特に北海道の農家の資産状況が、三十九年度の冷害を契機に著しく悪くなつてきたといふふうには判断をいたしておらないのでございす。ただ、三十四年から三十六年にかけては、北海道の農家負債の整理をいたしたために自作農維持資金の活用を制度的にはかつてまいりたわけでございますが、また、その後も、災害等のために農地を手放さな

ればいけないといふような事情に對しましては、先ほど高橋委員からも数字をあげてお話がございまして、自作農維持資金等を相当多額に貸し付けておるわけでございますが、今後とも三千戸の農家がこの法律に基づきます貸し付けを受けるにあたりまして、作成をいたします経営計画の中には、延滞になりました借金を計上いたしまして、必要があれば自作農維持資金の制度を活用して、その借りがえをはかり、長期の返済ができますように、この資金とあわせて活用していただくことを考えてまいりたいといふふうに思つております。

○宮崎正義君 最もいま悪いような状態になつていすと思はれるのは、上川の奥のほう、稚内よりこのあたりが、美深とか、あつちの名寄だとか、こういうところは昨年の冷害にも遭遇しては、どういふふうな考え方をされておるか、昭和四十年……。

○政府委員(和田正明君) 四十年年度の冷害につきましては、天災融資法で九億円、それから自作農維持資金で一億六億五千万円ほどの貸し付けの計画をいたしてあります。

○宮崎正義君 公明党で主張いたしておりますのは、将来は八十万円になさうとしておるその年周所得のものを、百万円といふふうに主張しておるのでありますが、先ほど川村委員からも質問がございましたが、六十万円の根拠と、八十万円の根拠について何つておられたようですが、この物価上昇の点についてなら合わせまして、六十万円の線では……私にはもつとあたたかく、引き上げてやるといふような行き方が好ましいと思ひますが、この点について、もう一度はつきりとお答え願つておきたいと思ひます。

○政府委員(和田正明君) 農業所得六十万円といふ目標は、今後貸し付けの対象にいたします農家の農業所得が六十万円以下のものでございすことと、道庁の調査をいたしました約三百戸の調査でも、

六十万円程度の農業所得といひますと、六七％程度の北海道の農家をカバーいたしますので、貸し付け対象としては上層農家をはずすといふ意味において、この程度で適當であらうといふふうに考へております。

それから八十万円と申しますのは、一方、六十万円の計算をいたしたのもう一つの基礎が北海道の農家経済調査等を基礎にいたしまして、大体七町歩前後くらいは経営の層といふところが六十万前後になつておるわけでございますが、その上のわりあい安定的に農家戸数も伸びております七町ないし十町の経営農家の農業所得が八十万円前後であります。そこを一つの目標数字といたしたわけでございます。もちろんこれだけで農業経営として万全だといふことではございせん、この法律の出発当初からの趣旨が中庸の農家を対象にして、北海道の非常に過酷な自然条件に対する抵抗力をつけて、さらに将来一そう飛躍をしていくための基礎条件を整備するといふことにあるわけでございますから、この資金の貸し付けを受けました農家が今後さらに技術面の指導なり、本人自身の意欲なり、いろいろなことを加へまして、一そう農業の振興をはかつて経営を拡大し、農業所得を増加していくための一応の基礎条件をつくるわけでございますから、八十万円といふところを一応の目標にいたしたわけでございます。

○宮崎正義君 御存じのように、農業に携わる人たちの年数というものは、生涯の年齢、働ける時間、働ける年数といふことを考えてみましても、二十五年ないし三十年が農業に携わる、普通考えられていす年数じゃないかと思ひますが、その年数の間に、米ならば三十回、まるまるとれて一生の間に三十回、それが冷害等がありまして、一生三十三回しかとれないものが二十五回になり、あるいは二十四回になつていく。そのとれなかつたときの農家の人の生活といふものが憂はれるわけなんです、普通勤勞所得者たちと違つて、収入もそのつど毎年違つていくわけなんです。こういう考え方の上から申しまして、今度一年間延ばさ

れた、六年を据え置きとされたということも私は
そういふ人生の長い間の姿から見ても、少
し短かいんじゃないか。もう少し据え置いてやる
べきじゃないかというふうに考えるんですが、こ
の点どうでしょう。

○政府委員(和田正明君) 五年の据え置き期間を
六年にいたしました趣旨は、この営農改善計画を
認定を受け、また、貸し付けの認定を受けまして
以後、個々の農家によって事情は違ふと思ひます
けれども、一挙に金額の借入れをいたすわけでは
ございまして、大体三年ぐらいに分けて、次
へ次へと借りながら、施設をつくったり、あるい
は土地改良を進めていったりしてまいるわけで
ございまして。従前の仕組みでございまして、それぞ
れの借りた日から五年の据え置きということにな
りますので、三回に分けても借りるといたしま
すれば、償還の時期が三度に分かれてまいります
ので、それを一年延長いたしまして、最後の三年
目に借りた金を含めて七年目から……借りの時期
はばらばら三年間に借りたけれども、返すときは
七年目から一本で返していけるようにすることが
営農計画も立てやすいし、本人の償還の上にも便
利であらう、そういう意図で考えたわけでござい
ます。もちろん据え置き期間がさらに長くなれば
長いほどいいのではないかとはいへない、あるい
はあろうかと思ひますけれども、他の制度とのバラ
ンスその他を考えたとしても、六年ということにな
りますれば、現在の公庫では、果樹のような、植
つけをしましても収穫が上がりませんでよほど長
期の同資本を渡さなければいけませんものを除
きましては、大体五年三年というふうな形でござ
いますので、ほかとのバランスから考えましても
六年というふうにいたしましたことは、この際一
応私どもとしてはこの辺が適当であらうというふ
うに考えた次第でございまして。

○宮崎正義君 北海道は果樹の問題がわりあいに
少ないのですが、それにしても、よく俗にいわれ
ております桃栗三年カキ八年ですか、しぶしぶ梅
は十三年、ほかの大栗十八年とかいわれておりま

して、そういうふうに農業に携わる人の一生涯に
おける勤年数というものはごくわずかなんです。
そこで、私たちの食生活を守つてくれて、そうし
て何ん自由なく私どもが食生活を続けられておる
のは、負債の中にある人、また負債をされていな
い人もいって、そういう農家の方々のとう
とい働かざるというその陰には、先ほど申し上げ
ましたような、そのような農業労働者のとうとい
働きがある、こういう観点から考えてみましても、
最大の私は措置をしてやるのが当然だと思ひます。
まの御説明も、ある面においてはいいかも知れま
せんが、全体の面においてはちよつと私は納得の
いかない点があるように思ひます。先ほど申し上げ
た点もう一度念を押して何つておきたいと思ひます。

○政府委員(和田正明君) 先ほど申し上げまし
たように、また、午前中お配りをいたしました資
料に、農林漁業金融公庫の貸し付け状況の一覽表
がお配りをしておりますが、果樹のような特殊
なものを除きますれば、大体の制度が三年、長い
もので五年というふうなことでございまして、そ
れを一応六年以内というふうにいたしましたのは、
現在の貸し付け制度としては相当思い切つた改正
をいたしましたつもりでおるわけでございまして。また
他面、先生のおっしゃることもございまして、
あまり据え置き期間が長くなり、償還期間にすれ
込みまして、逆に子の代でも償還し切れないうで孫
の代まで借金が続くということもまた基本的な問
題もあらうかと思ひますので、ここらあたりが現
段階においてはまずまずの線ではないかというふ
うに考えておるわけでございまして。

○宮崎正義君 孫子の代まで借金を背負うとい
うことはどうかと思ひますが、では離れていくとき
にはどうなるか、離れていくときにどういうふう
な手を差しのべられておるか。たとえば離農者に
対する、早くいへば離農年金とか、あるいはまた
職業の訓練とか、あるいは公営住宅を与えるとか
いう現時点の農家の人たちの立場に對しても、で
はどういうふうな手をあたたく差しのべられて

おるか、この点についてお伺ひいたします。
○政府委員(和田正明君) 現在農家が農地等を売
りまして農業を離れていきます場合には、主とし
て労働者の所管をいたしております失業者対策と
か、あるいは中高年齢層の転職の対策あるいは広
域職業紹介事業等を活用をいたしまして職業訓練
その他が行なわれておるわけでございまして、現
在なお必ずしも十分とはいへませんので、それら
の点につきましても、せつかく労働省ともお打ち
合わせをいたしまして、労働行政の面で一そう拡
充をはかつていきたいということを考えておるわ
けでございまして。また、離農年金につきましては、
現在御承知のように国民年金制度がございまして、
それが今回国会に提案をされております限りで、一
月五千元程度の給付に相当すると思ひますが、厚
生年金等に見られます報酬に比例をいたしました付加
年金部分が国民年金の上に乗現をいたしましたおき
まので、それらを農民年金制度としてさらに仕
組むことによりまして一そうリタイアの促進でござ
いますと、老後の生活の保障とかいふものが
得られるということもひとつ考えられると思ひま
す。今年度の予算で調査費等も計上いたしましたし
て、過去において離農をいたしました農家の実態
等を把握をいたし、いま申しましたようなことを
一つの例として申し上げたわけでございまして、
抜本的な対策あるいはおっしゃいましたような意
味での愛情のある手の差し伸べ方を、ひとつ調査
を通じてできるだけ早く逐次充実にしてまい
りたいというふうに考えておる次第でございまして。

○宮崎正義君 その対策を速急にやつていただ
うに希望を申し上げておきます。たいがい離農
していく人たちは借財が多くありまして、しかも
それが農協に借り入れている、離農していく場合
にはその借財の埋め合わせをして、その埋め合わ
せし切れないうふうな事態の人たちが多いわ
けです。ですから、将来の問題じゃなくて、現実
の問題としていつときも早く愛情がある、農林大
臣の言われる愛情のある農政というものを如実に
示すことが何より大事なことで私は思ひます。

借財といひましても、ほとんどが農協の借財であ
る。飼料にしても肥料にしても得ていくもの、ま
た資金の助成があまりましても、先に自分の借財を
農協で引かれていく、実際には手元になかなか額
面とおりのものが入ってこない、こういうふうな
実情もよく聞いているわけですが、こういう点に
ついての実態をどういうふうに御承知になってい
るか。

○政府委員(和田正明君) いまお尋ねの趣旨が必
ずしも理解ができませんでしたが、農協から
の肥料代あるいはその他の営農資金等の借入れ
があるものだから、このマル寒資金による金融
を受けても、農協の借金の返済に当てられて、実
際の営農の計画上の土地改良なり、あるいは施設
の導入なりがむしろまういていないのではな
いかという御趣旨のお尋ねであつたかと思ひので
ございまして、私どもとしては、そのようなこと
にはなりませんように、この融資が本来の融資に
結びつくように十分指導もしておりますし、ごく
まれにそんなことがあるいはあつてもいけません
ので、例の農協の検査とか指導というものを十分
指導をいたしておるわけでございまして、今後も
そういう手違ひが生じませんように積極的に指導
なり監査なりをいたしまして、この資金が本来の
目的に貸し付けられますように一そうの指導を
いたしたいというふうに考えています。

○宮崎正義君 先ほどの問題で、園芸局長見えた
そうですから、品種の改良等につきましてもどう
いうふうにおやりになつていくか、その実情を伺
いたしたいと思います。耐冷性の強いものに対す
る……

○政府委員(小林誠一君) 大豆の品種の改良の問
題でございまして、三十九年の冷害で相当被害を受
けたのは事実でございましてそのために非常に減
収になつたわけでございまして。で私たち農林省のほう
うといしましては、現在その大豆につきましても
は道立の十勝の農業試験場でございまして、あ
るいは茨城県の石岡の試験場、その他長野、佐賀、
熊本等々の試験場、また国立の北海道の農試、東

は十三年、ほかの大栗十八年とかいわれておりま

北の農試、そういうところで、県の試験場につきましてはいろいろ指定試験をやっておるわけでございます。また、国立農試でも育種の基礎でございますとか、栽培法でございますとか、その他の点についていろいろ研究をしておりますて、それによりましてなるべく反収のあがる品種を育成するようにいま努力しておるわけでございます。現実の問題といたしまして北海道の場合には、冷害のないときでも反収が低いのでございます。そういう意味から他の色豆と申しますか、雑豆と申しますか、そういう品種の栽培のほうにだんだん転換されているのが実情でございます。先ほど申しましたように各都道府県なり、あるいは国の農試におきましていろいろ試験研究をやっておるわけでございます。

低温の試験というようなことも、実は豆類基金協会の益金を運用いたしましたして、それで道の農事試験場にその施設を設置いたしますことの補助をしておるわけでございまして、そういうようなものを通じまして、いろいろ冷害によって豆がどういふような影響を受けるかということにつきましては、国芸局でも力を入れてやっておるような次第でございます。

(第一〇一七号)(第一〇一八号)(第一〇二五号)(第一〇二六号)(第一〇二七号)(第一〇二八号)(第一〇二九号)(第一〇三〇号)(第一〇三一号)(第一〇三二号)(第一〇三八号)(第一〇五〇号)(第一〇五一号)(第一〇五二号)(第一〇五三号)(第一〇五四号)(第一〇五五号)(第一〇五六号)(第一〇七〇号)(第一〇七一号)(第一〇七二号)(第一〇七三号)(第一〇七

第一〇一六号 昭和四十一年三月四日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願

請願者 大阪府南河内郡河南町大字神山三
〇八ノ一中村農業協同組合長 松
田忠雄外八百二十六名

紹介議員 天坊 裕彦君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一〇二六号 昭和四十一年三月四日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願（二通）

請願者 新潟県西蒲原郡巻町大字松野尾
二、七二三松野尾農業協同組合長
小出一男外三十二名
紹介議員 杉山善太郎君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一〇二七号 昭和四十一年三月四日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願（三通）

請願者 兵庫県津名郡一宮町江井井漁業
協同組合内 奥井知也外七十八名
紹介議員 岸田 幸雄君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一〇二八号 昭和四十一年三月四日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願（四通）

請願者 愛知県刈谷市大字西境西境農業協
同組合長 酒井鈞外九十六名
紹介議員 森 八三君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一〇二九号 昭和四十一年三月四日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願（八通）

請願者 埼玉県岩槻市大字裏慈恩寺一七三
根岸武雄外百八十四名
紹介議員 上原 正吉君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一〇三〇号 昭和四十一年三月四日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願（十七通）

請願者 栃木県那須郡烏山町城東一六ノ一
一 宮嶋文吉外三百八十四名

紹介議員 植竹 春彦君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一〇三十一号 昭和四十一年三月四日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願（三十四通）

請願者 岡山県苫田郡奥津町女原一三三奥
津町農業協同組合長 堀井義雅外
八百九十七名
紹介議員 近藤 鶴代君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一〇三二号 昭和四十一年三月四日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願（十二通）

請願者 山口県豊浦郡豊北町神田農業協同
組合長 酒田治人外五百五十名
紹介議員 吉武 恵市君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一〇三八号 昭和四十一年三月四日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願（二通）

請願者 茨城県高萩市大和町一ノ五高萩地
区農業協同組合協議会内 井坂辰
夫外五百六十八名
紹介議員 大森 創造君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一〇五〇号 昭和四十一年三月五日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願（二通）

請願者 山口県豊浦郡菊川町菊川町農業協
同組合長 林一平外六十八名
紹介議員 江藤 智君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一〇五一号 昭和四十一年三月五日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願

請願者 埼玉県岩槻市大字大野島八六三
原田見三郎外七名
紹介議員 土屋 義彦君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一〇五二号 昭和四十一年三月五日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願（四通）

請願者 新潟県新津市大字大安寺 岡三郎
外六十三名
紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一〇五三号 昭和四十一年三月五日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願（六通）

請願者 愛知県碧海郡知立町大字ハッ田ハ
ッ田農業協同組合長 高木礼治外
九十七名
紹介議員 八木 一郎君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一〇五四号 昭和四十一年三月五日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願

請願者 埼玉県岩槻市大字浮谷二、四八五
浜野徳五郎外七名
紹介議員 上原 正吉君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一〇五五号 昭和四十一年三月五日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願

請願者 茨城県水戸市梅香二五八茨城県共
済農業協同組合連合会会長 堀江
七郎外四十二名

紹介議員 中村喜四郎君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一〇五六号 昭和四十一年三月五日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願（九通）

請願者 新潟県佐渡郡金井町大字千種五九
ノ一金沢農業協同組合長 畠山長
三外百七十五名
紹介議員 佐藤 芳男君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一〇七〇号 昭和四十一年三月七日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願

請願者 埼玉県春日部市大字大畑二六一
佐久間実外二百二十三名
紹介議員 土屋 義彦君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一〇七一号 昭和四十一年三月七日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願（二十通）

請願者 新潟県佐渡郡佐和田町大字八幡八
幡農業協同組合長 金子東一外三
百三十九名
紹介議員 杉山善太郎君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一〇七二号 昭和四十一年三月七日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願（四十二通）

請願者 兵庫県明石市魚住町魚住町農業協
同組合長 筒井昌次外八百五十五
名
紹介議員 青田源太郎君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一〇七三号 昭和四十一年三月七日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願

請願者 大阪府和泉市北田中町二〇四ノ三
横山農業協同組合長 池辺由太郎
外千七十九名
紹介議員 赤間 文三君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一〇七四号 昭和四十一年三月七日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願（十通）

請願者 愛知県宝飯郡一宮町大字一宮字下
新切五ノ一宮町農業協同組合長
加藤弘外二百七十八名
紹介議員 八木 一郎君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一〇七五号 昭和四十一年三月七日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願

請願者 茨城県鹿島郡大野村小山一、一五
三銚田地区農業協同組合協議会内
高田実外二百八十名
紹介議員 那 祐一君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一〇七六号 昭和四十一年三月七日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願

請願者 埼玉県浦和市高砂三ノ一二ノ九
埼玉県開拓農業協同組合連合会内
西馬道助外五名
紹介議員 上原 正吉君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一〇七七号 昭和四十一年三月七日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願

請願者 愛知県蒲郡市形原町三浦町地先埠
頭形原農業協同組合長 三浦若吉
外二十二名
紹介議員 柴田 栄君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一〇七八号 昭和四十一年三月七日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願

請願者 石川県金沢市油車九石川農業共
済組合連合会会長 西出宗一外五
百一十一名
紹介議員 任田 新治君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一〇七九号 昭和四十一年三月七日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願

請願者 茨城県土浦市大和町三、〇〇八
酒寄永一外四百三名
紹介議員 中村喜四郎君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一〇八〇号 昭和四十一年三月七日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願（十通）

請願者 新潟県長岡市関原町二丁目関原町
農業協同組合長 荒木鉄司外三百
十二名
紹介議員 小柳 牧衛君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

請願者 愛知県刈谷市大字高須高須農業協
同組合長 加藤松治外二百十九名
紹介議員 森 八三三君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一〇八二号 昭和四十一年三月七日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願（二通）

請願者 群馬県前橋市曲輪町九四群馬農
業協同組合中央会会長 丹羽源一
外一名
紹介議員 近藤英一郎君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一〇九二号 昭和四十一年三月八日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願（二通）

請願者 埼玉県川越市今成町七二二 栗原
茂助外四十八名
紹介議員 土屋 義彦君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一〇九三号 昭和四十一年三月八日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願（三通）

請願者 愛知県知多郡南知多町大字豊浜豊
浜漁業協同組合長 家田一重外八
十四名
紹介議員 青柳 秀夫君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一〇九四号 昭和四十一年三月八日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願

請願者 大阪府吹田市垂水八八六ノ二豊津
農業協同組合長 西野新太郎外五
百四十二名

紹介議員 赤間 文三君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一〇九五号 昭和四十一年三月八日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願

請願者 茨城県下妻市下妻乙一、三三二下
妻地区農業協同組合協議会内 吉
田義雄外二百八十九名
紹介議員 中村喜四郎君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一〇九六号 昭和四十一年三月八日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願（十四通）

請願者 兵庫県朝来郡和田山町竹田六五〇
朝来郡畜産農業協同組合連合会内
牧田章二外百八十一名
紹介議員 青田源太郎君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一〇九七号 昭和四十一年三月八日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願（百二十五通）

請願者 新潟市東中通一ノ八六新潟県経済
農業協同組合連合会会長 仲川寅
造外二千二百七十二名
紹介議員 佐藤 芳男君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一〇九八号 昭和四十一年三月八日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願（十五通）

請願者 山口県下関市唐戸町四ノ九下関市
農業協同組合長 森永和一外百二
十二名
紹介議員 吉武 恵市君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一一〇六号 昭和四十一年三月八日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願（六通）

請願者 愛知県大山市大字富岡字株池一二
六ノ一城東農業協同組合長 小島
吉市外百二十八名

紹介議員 八木 一郎君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一一〇七号 昭和四十一年三月八日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願（十四通）

請願者 新潟県岩船郡朝日村大字寺尾二三
一 斎藤猪三外三百六十六名

紹介議員 小柳 牧衛君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一一〇八号 昭和四十一年三月八日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願

請願者 愛媛県松山市一ノ三ノ二〇四愛媛
県農業共済組合連合会会長 白石
春樹外三百十六名

紹介議員 堀本 宜実君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一一〇九号 昭和四十一年三月八日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願（七十通）

請願者 新潟県三島郡寺泊町大字寺泊八、
一四七寺泊町農業協同組合長 本
合三津吉外千五百三十九名

紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一一一四号 昭和四十一年三月九日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願（二通）

請願者 兵庫県相生市若狭野町八洞一五二
ノ一若狭野農業協同組合長 福田
三郎外八十名

紹介議員 岸田 幸雄君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一一一五号 昭和四十一年三月九日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願（十六通）

請願者 兵庫県三木市本町二丁目三木農業
協同組合内 和田寅市外五百六十
六名

紹介議員 青田源太郎君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一一一六号 昭和四十一年三月九日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願（十一通）

請願者 兵庫県城崎郡香住町鑑三六九ノ一
余部漁業協同組合長 友田源輔外
百六十一名

紹介議員 中野 文門君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一一一七号 昭和四十一年三月九日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願（七通）

請願者 岡山市二日市町一〇〇岡山県農業
共済組合長 杉本昌太外二百十五
名

紹介議員 近藤 鶴代君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一一一八号 昭和四十一年三月九日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願（五通）

請願者 埼玉県児玉郡土里村大字三町五四
二 岡村清外九十七名

紹介議員 上原 正吉君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一一一九号 昭和四十一年三月九日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願（二通）

請願者 埼玉県本庄市七軒町二、七五六
戸谷喜作外四十名

紹介議員 土屋 義彦君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一一二〇号 昭和四十一年三月九日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願

請願者 石川県七尾市阿良町八八 青山征
二外三百三十七名

紹介議員 任田 新治君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一一二一号 昭和四十一年三月九日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願

請願者 茨城県猿島郡境町境地区農業協同
組合協議会内 富山孝作外二百八
十二名

紹介議員 中村喜四郎君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一一二二号 昭和四十一年三月九日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願

請願者 愛媛県松山市南町愛媛県農業協同
組合中央会会長 青井政美外百五
十八名

紹介議員 増原 恵吉君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一一二三号 昭和四十一年三月九日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願（二通）

請願者 岡山県玉野市山田四七ノ七児島
酪農業協同組合連合会会長 砂場
武士外三十六名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一一二四号 昭和四十一年三月九日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願

請願者 岡山県色久郡牛窓町長浜三、七四
五長浜農業協同組合長 野口佐嘉
太外六百七十一名

紹介議員 木村 陸男君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一一二五号 昭和四十一年三月九日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願（四十通）

請願者 岡山県久米郡久米南町神目中久米
南農業協同組合長 赤木太郎外千
十一名

紹介議員 矢山 有作君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一一二六号 昭和四十一年三月九日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願（五通）

請願者 山口県豊浦郡豊北町角島島農業
協同組合長 宮本安太郎外百十七
名

紹介議員 吉武 恵市君
この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第一一四二号 昭和四十一年三月九日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願(五通)

請願者 愛知県幡豆郡吉良町大字吉田字船
戸一七吉良吉田農協同組合長
渡辺茂平外九十三名

紹介議員 八木 一郎君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一一四三号 昭和四十一年三月九日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願(十九通)

請願者 岐阜県不破郡関ヶ原町関ヶ原町農
業共済組合長 西脇善司外六百一
十五名

紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一一四四号 昭和四十一年三月九日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願(十五通)

請願者 新潟県三条市大字大島 渡辺信一
郎外三百八十三名

紹介議員 小柳 牧衛君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一一四五号 昭和四十一年三月九日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願

請願者 徳島市寺島本町東三ノ一四徳島県
農業協同組合中央会会長 久次米
健太郎外八千六百二十七名

紹介議員 紅露 みつ君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一一四六号 昭和四十一年三月九日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願

請願者 札幌市北三条西七丁目北海道指導
漁業協同組合連合会会長 麻里佛
三外六千六百十名

紹介議員 高橋雄之助君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一一六一号 昭和四十一年三月十日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願

請願者 山口県防府市奈美町小野農協同
組合長 福田 一男外十二名

紹介議員 岡村文四郎君
この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第一一六二号 昭和四十一年三月十日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願

請願者 山口県吉敷郡小郡町大字下郷二、
一三九山口県経済農業協同組合連
合会会長 相川教信外四名

紹介議員 瓜生 清君
この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第一一六三号 昭和四十一年三月十日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願(三通)

請願者 兵庫県美方郡美方町大谷美方町森
林組合長 朝倉繁朗外三十五名

紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一一六四号 昭和四十一年三月十日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願

請願者 大阪市住吉区杉本町一の一三大阪
市住吉農業協同組合長 増田市造
外六百七十九名

紹介議員 赤岡 文三君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一一六五号 昭和四十一年三月十日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願(二通)

請願者 愛知県北設楽郡稲武町大字稲橋字
タヒラ一の四稲武町森林組合長
安藤秋三外三十七名

紹介議員 八木 一郎君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一一六六号 昭和四十一年三月十日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願(二通)

請願者 埼玉県秩父郡神村大字薄一、〇
四三神農協同組合長 黒沢三
代喜知外四十五名

紹介議員 土屋 義彦君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一一六七号 昭和四十一年三月十日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願(三通)

請願者 埼玉県北埼玉郡北川辺村大字麦倉
一、四八一ノ一 増田国松外十九
名

紹介議員 上原 正吉君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一一六八号 昭和四十一年三月十日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願

請願者 札幌市北四条西一丁目北海道農業
協同組合中央会会長 高橋雄之助
外四千二百六十名

紹介議員 小林 篤一君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一一六九号 昭和四十一年三月十日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願

請願者 新潟県新発田市諏訪町一ノ三ノ四
新潟県経済農業協同組合新発田支
所内 山賀繁外六十八名

紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一一七〇号 昭和四十一年三月十日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願

請願者 愛知県東加茂郡旭村小渡字宮前五
三ノ二旭村農業協同組合長 安藤
弥一外十六名

紹介議員 柴田 栄君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一一七一号 昭和四十一年三月十日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願

請願者 愛知県豊田市大字若林字上ノ山九
二高岡町農業協同組合長 浅井仁
外百四名

紹介議員 森 八三君 柴田 栄君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一一七二号 昭和四十一年三月十日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願(四通)

請願者 兵庫県津名郡一宮町一宮町農業共
済組合長 山添幸一外三十七名

紹介議員 岸田 幸雄君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一一七三号 昭和四十一年三月十日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願(五通)

請願者 愛知県幡豆郡吉良町大字吉田字須原一三吉田漁業協同組合長 加藤秀吉外八十五名

紹介議員 森 八三三君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一一七四号 昭和四十一年三月十日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願（五通）

請願者 兵庫県加西郡北条町栗田七ノ二加西郡畜産販売農業協同組合連合会 会長 上原杜一外二百二十六名

紹介議員 青田源太郎君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一一七五号 昭和四十一年三月十日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願（九通）

請願者 岡山県川上郡成羽町大字下原四三五ノ一成羽町農業協同組合長 平松幹章外三百二十五名

紹介議員 近藤 鶴代君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一一七六号 昭和四十一年三月十日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願（十七通）

請願者 三重県津市羽所町六九三三重県厚生農業協同組合連合会内 服部光良外二千八百四十四名

紹介議員 斎藤 昇君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一一七七号 昭和四十一年三月十日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願（五十三通）

請願者 岐阜県不破郡垂井町神田一、五三二ノ一垂井町農業協同組合長 石井晋外二千五百四十一名

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。